

令和元年 6 月 井手町

6 月 定 例 会 議 録

井 手 町 議 会

令和元年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月21日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
西島寛道議員	8
1 町長選挙について	
丸山久志議員	13
1 北陸新幹線（整備新幹線敦賀、大阪間ルート）について	
谷田利一議員	16
1 地域防災について	
2 井手共同墓地について	
3 運転免許証の自主返納支援について	
木村武壽議員	23
1 自動車急発進防止装置取付費補助について	
2 教育情報化推進について	
3 井手応援隊活動拠点運営事業について	
脇本尚憲議員	27
1 水害・土砂災害からの避難のあり方について	
2 白坂テクノパークの現在の状況と今後について	
3 図書館の本の管理について	
中坊 陽議員	32
1 農業政策について	
2 2020年五輪聖火リレーについて	

谷田みさお議員	37
1 町内の交通安全対策について	
2 「プラゴミ」収集について	
3 玉水駅エレベーター等について	
4 自衛隊への個人情報提供について	
報告第 2 号 専決処分の報告について	48
報告第 3 号 専決処分の報告について	53
報告第 4 号 専決処分の報告について	55
報告第 5 号 専決処分の報告について	58
報告第 6 号 専決処分の報告について	62
報告第 7 号 専決処分の報告について	72
報告第 8 号 専決処分の報告について	75
報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について	76
議案第 23 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件	78
議案第 24 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	78
議案第 25 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件	79
散会	80
署名議員	81

第 2 号（6月28日）

応招・不応招議員	83
出席・欠席議員	83
出席事務局職員	83
出席説明員	83
議事日程	85
開会	86
会議録署名議員の指名	86
議案第 19 号 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定の件	86
議案第 20 号 京都地方税機構規約の変更について	88
議案第 21 号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）	93

議案第 2 2 号 令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	1 0 4
平成 3 0 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報 告書、並びに平成 3 1 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告 書について	1 0 6
議員派遣の件	1 0 7
閉会中の継続調査の申し出について	1 0 7
閉会	1 0 9
署名議員	1 1 0

第 1 号（令和元年 6 月 2 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和元年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和元年6月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和元年6月21日午前10時01分 議長 岡田久雄

閉会 令和元年6月21日午後 3時30分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	参	与	島田	智雄
----	----	----	---	---	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩	理事兼建設課長事務取扱	西田 哲弥
理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也	学 校 教 育 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江 裕之
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理	住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
保 健 医 療 課 長	中谷 誠	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小山 烈	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり	社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平間 克則
学校給食センター所長	奥山 英高		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和元年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和元年6月21日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について
- 第8 報告第5号 専決処分の報告について
- 第9 報告第6号 専決処分の報告について
- 第10 報告第7号 専決処分の報告について
- 第11 報告第8号 専決処分の報告について
- 第12 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について
- 第13 議案第23号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第14 議案第24号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第15 議案第25号 井手町教育委員選任につき同意を求める件

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

令和元年6月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席賜り、厚くお礼を申し
上げます。

本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきまして
慎重にご審議いただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ
明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待し
ます。

梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体
調の管理に十分ご留意いただきますとともに、円滑な議会運営が行われます
ようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和元年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、古川昭義
議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から7月1日までの11日間にした
いと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月
1日までの11日間に決定しました。

今定例会に提出されております案件は、条例制定の件1件、規約の変更1
件、令和元年度補正予算2件、同意案件3件、専決処分7件、繰越明許費繰
越計算書1件、並びに一般質問は7名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおり
であります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成30年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。なお、平成30年度は前年度に引き続き、全ての会計の実質収支額は黒字となる見込みであります。

まず一般会計であります。町税収入は企業進出に伴う固定資産税等の増収によりまして約9億2,200万円、前年度に比べ約1,300万円、率にして1.4%増となる見込みであります。

また、普通交付税につきましては約12億5,400万円、前年度に比べ約1,700万円、率にして1.3%の減となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や昨年大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号など、全国各地で発生している災害の被災地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと大変心配しておりましたが、約3億6,800万円と、前年度に比べて約300万円、率にして0.8%の増となる見込みであります。

そのほか、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等につきましても従来どおり、国や京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約50億7,600万円、歳出総額約46億6,800万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億5,000万円の黒字となる見込みであります。

中味的にも、ソフト事業では、継続して取り組んでおります温室効果ガスの削減を図るための街灯のLED整備、児童生徒の安全の確保と地域防犯機能の向上を図る防犯カメラ整備、高校卒業時までの医療費を完全無料化する医療費助成、新たな事業として、町内小・中学校の学校給食費を全額補助する学校給食費支援事業など、ハード事業では、JR玉水駅やいづみ人権交流

センターのエレベーター整備など、バリアフリー検討委員会の意見を反映したバリアフリー整備、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のための耐震性防火水槽の設置、さらには、継続事業であります京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備やJR玉水駅橋上駅舎・自由通路の整備など、また、今後JR奈良線高速化・複線化第二期事業や役場庁舎建設等の大型事業により増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に1億円の積み立てを行なうなど、一層充実した内容となっております。

次に特別会計であります、国保会計につきましては、保険税の不足分として1,600万円を一般会計から法定外繰り入れしたことにより黒字になっているものでありまして、厳しい財政状況は何ら変わっていないことから、今後も財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第19号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか、14件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第19号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第20号は、新たに固定資産税の償却資産受付事務等が追加されることに伴う京都地方税機構規約の変更であります。

議案第21号は、令和元年度一般会計の補正でありまして、補正総額は7,415万9,000円の増で、補正後の一般会計予算は41億4,215万9,000円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、平成27年度に策定いたしました地域創生計画が今年度で計画期間満了となることから、新たな地域創生計画策定業務に179万円計上いたしますとともに、ご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして、ふるさと応援基金に9万7,000円計上いたしております。

次に民生関係では、消費税率引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するためのプレミアム付き商品券事業に1,381万3,000円、老人福祉センター賀泉苑ブロック塀改修に48万9,000円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係では、町道1号線道路改良に800万円、町道3号線道路改

良に700万円計上いたしますとともに、橋梁長寿命化事業に1,130万円、北猪ノ阪児童遊園ブロック塀改修に225万7,000円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係では、児童・生徒の学力の充実、向上を図るための、未来を拓く学校づくり推進事業に20万円、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、町内小・中学校に通う児童・生徒一人一人に豊かなスポーツ心を育み、スポーツ文化の広がりにつなげる、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に27万円それぞれ計上いたしますとともに、IDEゆうゆうスポーツクラブで役立てていただきたいとのことでご寄附いただきましたので、その趣旨に沿いまして20万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金3,238万5,000円、寄附金29万7,000円、繰越金710万7,000円、諸収入377万円、町債3,060万円計上いたしております。

議案第22号は、令和元年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第23号から議案第25号までの3件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第2号から報告第7号までの6件は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第8号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第9号は、平成30年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 引き続きまして、去る4月1日付の人事異動によりかわられた方の紹介を脇本総務課長からお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、私の方から、この4月1日付人事異動に伴います管理職を紹介させていただきます。

保健センター所長、地域包括支援センター所長兼務の小山 烈でございます。

保健センター所長（小山 烈） 小山でございます。よろしくお願いいたします。

理事（脇本和弘） 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月分、4月分、5月分の例月出納検査結果報告、また、上下水道課から上下水道水質検査結果書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） 3番、西島寛道。事前通告に基づき、町長選挙についてお伺いいたします。

汐見町長は、平成7年8月の町長就任以来、本町発展のために、町の主人公は住民であるとの信念のもと、町政に全力で取り組んでこられました。本町は小規模な自治体であり、厳しい財政状況の中、国や京都府との太いパイプをもとに力強い支援を受けながら、数多くの事業実績を残されております。

6期目就任以来、「住んでみたい、住み続けたいまちをめざして」を合言葉に、経験豊かな行政手腕をいかんなく発揮され、他市町に先駆けて暮らしの周辺整備や子育て支援策、教育環境の充実はもとより、白坂地区の開発やJR奈良線複線化、また城陽井手木津線の事業化など、多くの実績を残してこられました。また現在、新庁舎建設や府立支援学校の開校が進んでいるとと

もに、本町にとって一番大きな課題である人口減少問題を解決するための城陽井手木津線道路とその周辺の宅地造成など、これから確実に進めていかななくてはならない事業が数多くあります。

今、井手町は豊かな自然と利便性、快適性が共存する新しい町として大きく変わろうとしている本当に大切な時期であり、8月に実施される町長選は井手町の未来を左右する選挙になります。また、次の選挙には、現在進行中の井手町第4次総合計画と本年度から着手されていく第5次総合計画を実現できるリーダーが求められています。汐見町長におかれましては、京都府町村会長、全国町村会政務調査会財政委員会委員長、JR奈良線複線化促進協議会会長など、多くの役職経験を生かされ、引き続き町政運営に当たられることを多くの住民、また住民団体の方々とともに望んでおります。

そこで、7期目の町長選挙への出馬についての考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 西島議員のご質問にお答えいたします。

まず、これまでの行政運営を高く評価していただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、私は4年前、6期目の町長選出馬に当たり、一つの基本姿勢と六つの柱からなる33項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け精いっぱい努力をしてまいりました。振り返りますと、この間、わが国の経済状況は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済政策や日銀による量的・質的金融緩和が導入され、さらに、マイナス金利も導入されたことにより、景気は緩やかな回復傾向でありましたが、国内経済はもとより、地方自治体を取り巻く環境はより複雑化、多様化し、国、地方とも財政は厳しい状況にありました。このような状況の中、私がお約束した多くの施策が実現できましたことを大変うれしく思っております。

その主なものを基本政策の六つの柱ごとに申し上げますと、まず一つ目の「自然環境を守り育て安全でやすらぎのあるまちづくり」では、防災拠点となる新庁舎の建設に向けた取り組みや計画的な耐震性防火水槽及び防災広場の設置をはじめ、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域がある全ての地区におけるマイ防災マップの作成や、多くの地域住民が参加する、より実践に

近い防災訓練の実施など、住民の皆さんが安全で安心して暮らすための事業に取り組むとともに、温室効果ガス削減と長寿命化のための公共施設の照明や街灯のLED整備などにも最終的に取り組んでまいりました。また、誰もが利用しやすい公共施設になるよう、バリアフリー検討委員会でいただいたご意見をもとに、玉水駅、山城多賀駅や人権交流センターへのエレベーター設置をはじめ、役場庁舎や図書館などのトイレへのベビーチェア、おむつがえベッドの設置などにも取り組んでまいりました。

次に、二つ目の「快適な暮らしと豊かな自然を活かしたまちづくり」では、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の工事着手と、それに伴う玉水駅舎橋上化・自由通路整備を実施するとともに、河川や下排水路、道路などの暮らしの周辺整備等につきましても計画的に取り組んでまいりましたし、快適な生活環境の向上を図るための公共下水道整備も、平成30年度末で普及率はほぼ100%に達している状況にあります。

次に、三つ目の「活力ある産業振興と観光・交流のまちづくり」では、白坂工業団地の開発や進出企業への支援、井手町商工会が取り組まれているプレミアム付き商品券発行事業に対する補助をはじめ、その事業を安定的に継続するための基金も設置してまいりました。

次に、四つ目の「あすを創造する教育や文化をはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」では、近隣自治体で先進例ともなった子育て支援医療費の18歳までの完全無料化や保育園での米飯提供、小・中学校給食費の全額補助や食物アレルギーに対応するための学校給食センターの改修、国際感覚を身につけることを目的とした泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業の充実をはじめ、英語指導助手を1名体制から2名体制に、さらに、英語検定、数学検定の受検料の全額補助にも取り組んでまいりました。

教育環境の整備、充実につきましては、昨年のおおさか府北部地震の発生を受けて、いち早くブロック塀を撤収するとともに、新たにフェンス設置を行ってまいりました。また、高度情報化社会に向けて小・中学校にタブレットを導入しましたし、健康管理と快適な学校環境にするため、これまで全ての普通教室に空調設備を設置しておりましたが、本年度には特別教室にも空調設備を設置するべく事業を進めております。

また、生涯スポーツ・レクリエーションの振興のため、町民体育大会やマラソン・ジョギング大会のさらなる充実のため、補助や新四郎山グラウンド

の整備、さらに、地域文化やその活動の充実のための文化協会事業への支援並びに連携を図ってまいりました。

次に、五つ目の「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」では、認知症予防のための取り組みを強化するため、職員を増員するとともに、認知症の早期発見と適切なサービスにつなげるための認知症初期集中支援チームの設置、認知症予防のための体操教室の開催など、高齢者の方々が住みなれた地域で元気でお過ごしいただくための事業に取り組むとともに、近年、高齢者ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故が多発していることから、それらの事故の防止を図るため、京都府内で初となる自動車急発進防止装置取り付け補助にも取り組んでまいりました。さらに、若いうちから健康意識を高めるため20歳から健康診査の実施や、出産後の母子の相談支援、実技指導をする産後ケア事業や、子育て世代包括支援事業も実施してまいりました。

次に、六つ目の「つながりとふれ合いを大切にし、みんなで取り組むまちづくり」では、京都産業大学との連携協力包括協定に基づき、町内で学生が活動するための拠点となる「むすび家 i d e」を設置するとともに、学生が町内の子どもたちに学習支援をする寺子屋事業の支援などに取り組んでまいりました。さらに、本年3月からは「むすび家カフェ」として軽食などが提供されるようになり、今後は地域住民をはじめ町内外を問わず憩いの場として活用されるものと思っております。さらに、井手町が舞台となった映画「神さまの轍」では、多くの住民の方々に出演していただき、地域でのにぎわいが生まれるとともに、東京や大阪、神戸など全国各地で上映されたことにより、町の活性化や井手町ならではの情報発信ができたものと考えております。

また、人権が尊重される地域社会を目指した取り組みとして、平成28年に障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法の人権三法の施行を受けて、人権相談員の配置やバリアフリーの一層の取り組みとともに、京都府内の自治体で初となる井手町公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドラインを策定してまいりました。

一方、財政面につきましても、平成29年度の決算で、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は京都府内26市町村の中で1番に位置しており、財政の健全化を判断する実質公債費比率もマイナス0.2%と依然としてマイナスであり、極めて良好な数値となっております。さらに、町長就任時の

平成7年度末の基金残高は26億7,500万円であったものが、平成30年度末では68億5,200万円と約2.6倍になり、借金であります地方債残高は47億6,100万円であったものが29億900万円と逆に約4割減少し、事業面の充実だけではなく、財政面でもより一層健全化が進んでおります。

次に、国や京都府にお願いし進めていただいている事業も順調に進捗をいたしております。国においては、長年の悲願でありました宇治木津線道路は名称が変わり、国道24号城陽井手木津川バイパスとして都市計画決定及び新規事業化がなされ、整備に向けて着々と進めていただいております。また、鐘付樋門改修時に、前川流域の内水を排除するため、国道24号に排水横断管を設置していただき、平成29年度にはそれを利用することにより被害を軽減することができました。京都府では、上狛城陽線の上玉川橋かけかえ工事や玉水駅西交通広場整備事業、和東井手線の株山橋かけかえ工事や狭小部分の計画的な拡幅整備などにも取り組んでいただき、また、令和3年4月の京都府立特別支援学校開校に向けて、造成工事を実施していただいております。

このように、6期目の任期中も多くの事業に取り組み、健全財政を維持することができましたのも、国や京都府の力強いご支援と議会や住民のご協力のおかげであると心から感謝しているところでありまして、改めてお礼申し上げる次第であります。

私は、町の主人公は住民であるとの考えのもと、町政を進める基本姿勢として、豊かな自然と利便性、快適性が共存する新しい町の実現に向けて、住民各界各層の参画によるまちづくりを進めるため、毎年、各種団体との懇談会やイベント、各種行事などで住民の方々の貴重なご意見を聞かせていただき、それらを町政に反映するよう努めてまいりました。こういったことにより、井手町ならではの住民参画によるまちづくりの構築がされているものと考えておりまして、行政運営を進める上で最も重要な一つであると改めて実感しているところであります。

しかしながら、多くの事業に取り組み、成果を上げることはできたものの、人口減少を食いとめるには至っていない状況でありまして、このままの状態が続けば取り返しがつかない町になると強い危機感を持っております。

そのためには、利便性向上を図るためのJR奈良線の高速化・複線化事業、

雇用を創出するための企業誘致、住宅適地拡大をはじめとする沿道の土地利用を促進する国道24号城陽井手木津川バイパス整備を実現させることが人口の減少を食い止めるために最も重要であると考え、これまでから国や京都府のご支援をいただき、関係機関とも連携しながら積極的に取り組んでまいりました。その結果、それぞれ大きく前進させることができました。これからの4年間は、これら三つの事業を確実に実現させ、また、関連する市街地と新国道バイパスとを結ぶアクセス道路の整備、新庁舎の建設、町主導の住宅開発、さらには商業施設の誘致などに取り組まなければならない大変重要な時期になるものと考えております。

こうした中、去る6月18日に、前回より2団体多い町内の33団体から、豊かな行政経験と強力なリーダーシップ、すぐれた先見性を持った貴殿が引き続き町政を担当されることが井手町の一層の発展と住民の安心・安全な暮らしにつながるものと確信しているとのことで、ぜひとも出馬するよう強い要請を受けたところであります。大変光栄に思うと同時に責任の重さを改めて痛感しているところであります。これからも基本姿勢を堅持しながら、これまで培ってきた経験と人脈等を生かし、井手町の将来にとって取り組むべき重要な課題の解決に向け、全力で町政を推し進めることが私の使命であり、数多くの住民団体からの厚いご支持、ご声援にお応えするものであるとの思いから、再度出馬の決意を固めた次第であります。

以上でございます。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） ありがとうございます。ただいま出馬の決断をしていただいたということですが、本当に先ほどから申しておりますけれども、本町は今、大きく発展する大切な時期であります。次の選挙も必ず当選していただき、本町のリーダーとして、多くの事業を実現されてきたその手腕をいかに発揮していただきたいと思います。次は7期目となる選挙ですが、ここまで来れば、切りのいい10期目まで頑張っていたいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（岡田久雄） 次に、丸山久志議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 7番、丸山久志。それでは、私の方からは、通告しております北陸新幹線（整備新幹線敦賀、大阪間ルート）について質問をいたします。

去る平成31年3月議会の平成31年度井手町一般会計予算の討論の中で、反対された議員は、町長は北陸新幹線誘致に熱心に取り組んでいると述べられるとともに、地元負担に触れ、本町だけ負担が軽く済むとは考えられないと予算に反対されたところであります。そのことが、令和元年5月の議会日よりでも反対討論の欄に載っております。

北陸新幹線整備京都府南部ルートにつきましては、平成28年9月議会の一般質問で、亡くなられた村田忠文議員の方から北陸新幹線整備について質問がされ、答弁された町長の方からは、北陸新幹線京都府南部ルート整備誘致促進同盟会の設立総会で、井手町を預かる私といたしましては、北陸新幹線京都府南部ルート整備がどのように本町に影響するのかという観点から懸念している3点について、京都府の城福副知事に対して質問をいたしましたとして、1点目として木津川右岸から新駅までのアクセス確保について、2点目としてJR奈良線への影響について、3点目として地元負担についてを質問されて、それぞれ副知事から、1点目のアクセスについては、京都府がアクセス確保に努める。2点目のJR奈良線への影響は、並行在来線となるとは想定しがたいと考えており、引き続き奈良線の複線化と利便性向上に沿線市町とともに取り組む。3点目の地元負担については、これまでの整備新幹線の事例では、駅設置効果が直接ある駅所在市町村が整備費用の一部を負担しており、この考えが基本になるものと考えているとの明確な答弁があったことを一般質問で答弁されました。

当時、私もその設立総会に井手町議会議長として出席しておりましたが、汐見町長は、出席者の中でただ一人、自分の町にとって懸念されることを質問されて、回答を求められてきました。そのことを目の前で見聞きしておりますので、町長があたかも何の意見も言わずに熱心に誘致しているかのごとき事実と反することについては、私も出席者の一人として正確に住民の皆さんに伝える責務があると思っております。また、地元負担等についても、予算委員会でも再度、町長の方から設立総会での3点の懸念事項を丁寧に説明されました。それでも事実と違うことを反対討論で述べられていましたので、

再三になりますが、住民の方に正確に事実を伝えるため、あえて一般質問をさせていただきます。

そこで、改めて北陸新幹線整備についてお伺いたします。

1点目として、木津川右岸からのアクセスについて。

2点目として、J R奈良線が並行在来線として整備に支障があるのか。

3点目として、地元負担についての考え方。

以上の3点を質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

北陸新幹線についてであります。平成28年9月議会での一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会設立総会の場において、私だけではありましたが、井手町として懸念していた3点について、京都府の城福副知事に対し質問をいたしました。

1点目は、木津川右岸から新駅までのアクセス確保について、木津川右岸から新駅までのアクセスを京都府の責任において確保してもらえるのかどうか。

2点目はJ R奈良線への影響であります。これまで、新幹線が通れば在来線に影響が出ると言われてきました。木津川右岸では、非常に財政が厳しい中、多額の地元負担をして、奈良線の利便性を高めていくために複線化第二期事業に取り組んでおりますが、これまでの例から見て、新幹線が通ることによって奈良線への影響があるのかどうか。

3点目は地元負担についてであります。これまでの新幹線整備では、地元負担は駅ができたところがほとんどだと思います。学研に新駅ができた場合、学研以外の市町村には地元負担金を求めないということで理解してよいのかどうかであります。

城福副知事からは、1点目の木津川右岸から新駅までのアクセスについては、北陸新幹線の整備効果が山城全域に行き渡るよう、京都府としてバスの運行支援や奈良線の複線化など、府南部地域と新駅とのアクセス確保に努める。2点目のJ R奈良線への影響については、北陸新幹線京都府南部ルートは京都－大阪間の旅客輸送を行うものであり、奈良線は京都－奈良間を結ぶ

むもので、新幹線と並行・競合関係にはないことなどから、並行在来線になるとは想定しがたいと考えている。3点目の地元負担については、これまでの整備新幹線の事例では、駅設置効果が直接ある駅所在市町村が整備費用の一部を負担しており、この考えが基本になるものと考えているとの回答を得ました。

懸念していたことが解消できたことから、本町としても設立趣旨に賛同できると考え、北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会に加盟をしてきたところであります。

丸山議員もご質問の中で言われているとおり、私が北陸新幹線の誘致に熱心に取り組んでいるとか、本町だけ負担が軽く済むとは考えられないとの討論が谷田みさお議員からされておりますが、ただいまご答弁申し上げましたとおり、谷田みさお議員の発言は誤りであると明確にお答えしておきたいと思えます。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2番（谷田利一） 2番、谷田利一です。私からは、事前通告に基づきまして、大きく3点について質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1点目は地域防災について、2点目は井手共同墓地について、3点目は運転免許証の自主返納支援についてを質問いたします。よろしくお願ひします。

1点目の地域防災についてですけれども、本町には1992年12月に京田辺市消防署、当時、田辺町消防署ですけれども、井手分署が開設され、消防受託業務が開始され、住民が安心して生活ができるようになりました。本町の防災の拠点として意識し、町長をはじめ役場職員の皆様は、災害に強いまちづくりの実現に向けてご尽力されていることに感謝いたします。

しかし、近年の災害は地震だけでなく水害や、テロのような人災など、多種多様化し、対応が困難で、被害が長期化する危険性が增大しているように思われます。また、城陽井手木津川線が開通すれば、交通量の増加や大型車両の通行により重傷事故が発生する可能性も考えられます。

本町にも数年前からドクターヘリを消防署が要請し、近隣病院にはない救命センターの救急医が現場で処置をする早期医療介入や病院搬送時間の短縮

を可能としました。ドクターヘリ出動実績の多い滋賀県の医療過疎地域では、緊急性の高い病気や重傷事故の救命率が向上し、本来死亡していた方の社会復帰が実現されているようです。

ドクターヘリに関しては関西広域連合の事業で、全ての住民にも利用する権利はありますが、現状として、消防署が連絡し要請する手続のみとなっているようです。そのため、ドクターヘリが着陸するランデブーポイントは限定され、散水や周囲の安全管理をする消防職員の人数が少なければ要請が困難となり、平等な救急医療サービスの安定供給は難しいのではないかと感じます。また、災害時、道路などのライフラインが寸断されるようなときほど空路を利用したドクターヘリは有効と考えます。

繰り返しになりますが、現在のランデブーポイントは学校などの広い施設で、学生や付近住民への安全配慮や砂ぼこりによる被害軽減のための散水をする消防職員が必要です。現在の消防井手分署の部隊数では、災害発生時に救急隊以外の人員の確保は難しいのではないのでしょうか。

過去、本町にも出動した京滋ドクターヘリの済生会滋賀県病院からの情報では、質のよいランデブーポイントというのがあります。それがあれば、ドクターヘリの離着陸がしやすくなると聞いております。質のよいランデブーポイントの条件として、アスファルト舗装であること、付近に車両などの駐車がないこと、30メートル四方の広さがあること、以上が大体の要件のようです。それがあれば、散水等の必要はなくなるので、人員が少なくてもヘリの判断で着陸が可能だということです。

災害に強いまちづくりには消防職員や救急救命士の増員も必要ですが、救命センターのフライトドクターを患者負担で要請でき、本町に臨時の救命センター出張所がつくれると考えると、コストが抑えられた上、多くのメリットが見込まれると考えます。

そこで、次のことを質問いたします。

①京田辺市、宇治田原町も設置を検討中と聞いておりますが、本町は庁舎移転に伴い、新庁舎の敷地内にドクターヘリが離着陸可能なヘリポート建設が必要と思いますが、設置について、今後の本町の考えをお伺いいたします。

②現在の井手分署は設置後27年が経過しており、外壁の亀裂、施設の雨漏りや設備の老朽化により改修が必要なことから、庁舎移転に伴い、新庁舎近くに分署を移転して防災拠点として機能することが必要と思いますが、本

町の考えをお伺いします。

③井手分署の部隊数はどのような編成、1班何人ぐらいで何部の編成で業務をされているのでしょうか、お伺いします。また、井手分署には救急救命士は何名配置されているのでしょうか。各部隊に1人は救急救命士が配置されているのでしょうか。

④井手分署に今までは地元町内出身者が何名か配置されておりましたが、現在、井手分署には地元出身者の署員は何名おられますか。

大きく2番、井手共同墓地について。

井手共同墓地については、今までに何度となく多くの議員が一般質問を行ってきたところです。行政の答弁も何度となくお聞きしてまいりました。ことしも春の彼岸のお墓参りの時期には、地元はもとより町外の皆様も、ご先祖様のお墓参りに多くの方がお参りに来られました。そのような中、町内外の多くの住民の皆様から、やはり不便を感じるという意見が多く聞かれ、再度質問してほしいとたつての要望もあり、今回質問をさせていただきます。

高いところへの水を持って上がることの不便から、中間地点に水くみ場を設置していただいたことは、住民の皆様から大変喜ばれ、感謝されています。最近、春秋の彼岸時期だけではなく、月初めや月命日にも多くの方がお参りをされており、住民は不便を訴えておられます。行政側からすると、今まで何度も答弁していると言われると思いますが、住民の切なる思いからあえて質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

①車の駐車場の問題です。春秋の彼岸の時期は特に多くの墓参り者が見えます。共同墓地入り口の6体地蔵の前に車を後ろ向きに駐車し、排ガスを地蔵体にかぶせることも多々見られますが、車を駐車する場所がなく、多いときには町浄水場付近まで車が並ぶ状態になります。町外の皆様はもとより、地元住民も車で墓参りされる方が多いです。このようなことから、入り口近くの竹林や川にふたをして駐車場を設置してほしいと住民から要望をお聞きします。本町の考えをお伺いします。

②共同墓地にトイレの設置の要望です。今までに多くの議員が質問され、答弁をいただいておりますが、町外の方も椿坂のトイレがわからない方が多く、そこまで我慢できないときに困るとのことから、あえて再度要望してほしいとの多くの住民の意見もあり、維持管理の面から困難なことも理解できますが、どうか住民の皆さんの要望として、設置の検討をお願いできない

かお伺いします。

大きく3点目、運転免許証の自主返納支援についてです。

高齢ドライバーによる重大事故が全国的に毎日のように発生しています。本町においては、いち早く今年度より高齢者への自動車急発進防止装置取り付け費補助制度を実施していただき、安全運転に努めることができることから、住民からは喜ばれている声をお聞きします。

しかし、高齢者の中には、加齢に伴う身体能力や判断力の低下が原因で運転に不安を感じる方などが自主的に運転免許証の取り消しを申請し、自主的に返納される方もふえてきています。本町では28年12月定例会で答弁いただいておりますが、その後の進展を質問いたします。

①平成28年の時点では、京都府内13市町にて自主返納者に対する支援策を実施されていましたが、現時点での支援策を実施されている府内の市町村の状況をお伺いいたします。

②平成29年2月定例会での答弁では、今後、町交通対策協議会の意見を聞きたいとのことでしたが、意見はどのような内容だったのかお伺いいたします。

③改めて、今後の運転免許返納者への支援策の本町の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地域防災についてであります。一つ目の新庁舎の敷地内へのヘリポートの設置につきましては、現在、本町におけるヘリコプターが離着陸可能な場所は井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校、新四郎山グラウンド、住民グラウンドの5カ所でありまして、新庁舎建設に際しては規模や機能など、必要最小限で検討していること、また、井手分署に伺いますと、ドクターヘリでの救急搬送については、現在の離着陸箇所にて対応ができるとのことでありまして。

二つ目の新庁舎近くに分署を移転することにつきましては、まず、井手分署は井手地区と多賀地区のちょうど中間に位置しており、前面には府道と東

井手線、すぐ近くに国道24号、府道上狛城陽線があり、緊急自動車の出動の際には、これらの幹線道路を利用していち早く現場へ急行できる場所として建設したものであります。また、井手分署は鉄筋コンクリートづくり3階建てで、平成4年の開設から約27年が経過しておりますが、鉄筋コンクリートづくりの建築物の耐用年数は65年程度であることから、建てかえは先になるものと考えております。

三つ目の井手分署の部隊数及び救急救命士の配置につきましては、1班が4名配置の3班体制で日夜活動していただいております。また、救急救命士については、各班1名ずつの3名及び日勤で1名、合計4名が配置されております。

四つ目の地元出身者の井手分署員の人数につきましては、井手分署に伺いますと、現在、井手町出身者が2名配属されているとのことであります。

3点目の運転免許証の自主返納支援についてであります。一つ目の京都府内の自主返納支援策を実施している市町村の状況につきましては、平成30年6月末現在、府内21市町で支援策が実施されており、主な支援内容はギフト券やタクシーチケット、I C O C Aや民間バス等の乗車券の交付などです。

二つ目の井手町交通対策協議会での意見の内容につきましては、他市町の支援策を参考に説明いたしました。ご意見はなかったところであります。

三つ目の運転免許返納者への支援策につきましては、本町といたしましては、支援策を導入し促すことで、お元気で生活され、機動力として車を運転されている高齢者の方の足を奪うことにつながりかねないと懸念しているところであります。しかし、高齢者ドライバーの事故防止は重要なことであることから、本町においては、認知症を早期に発見するための認知症予防教室の開催により、認知症の疑いのある方に対して訪問などを行い、医療機関への紹介をはじめご家族との相談も実施しております。その中で、自動車運転の可否などについても話をしているところであります。

また、今年度からは、運転される高齢者を対象に、アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故の防止を図るための自動車急発進防止装置取り付け費補助を実施してきております。さらに、今後は高齢福祉課と地域包括支援センターが連携し、各地域の老人クラブのイベントに出向くなど、一層の認知症の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の井手共同墓地についてであります、一つ目の墓地の近くの竹林や川にふたをして駐車場を設置してほしいとの要望につきましては、現状、お車で来場される方々はお互いに譲り合いながら墓地を利用されており、利用者それぞれの墓参りの実際の状況は長時間にわたらないことや、利用者の多い時期はお盆と彼岸などの一時期であることから、駐車場の設置については難しいと考えております。

二つ目の共同墓地へのトイレ設置の要望につきましても、従前から回答させていただいているとおり、維持管理の観点と、墓地は市街地からそう遠くない距離であり、墓参りの実際の状況は長時間にわたらないことから、トイレの設置についても困難であると考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2番（谷田利一） 要望としてお願いしておきたいと思います。

3点目の運転免許の自主返納支援について、今後検討していただき、前向きに近隣市町と同じような対策をとっていただくようにできるだけお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

また、1点目の地域防災についてですけれども、これも要望としてですけど、ポイントは5カ所あるということなんですけれども、全部土のグラウンドです。水まきの署員も要りますので、できればこの際、新庁舎建設とともに、敷地内にアスファルト舗装または芝生のポイントができればいいと思いますので、ご検討いただきますように要望しておきます。

また、救急業務について、時間をいただきご清聴いただきたいんですけども、要望したいということで、お願いします。というのは、ことしに入りまして、私ごとでございますが、救急車の要請をすることがありました。家族の中で救急車要請をしました。去年、田辺の救急指令センターに総務それから産業厚生合同委員会で視察というか研修に行きました。そのときに、指令室のセンターの装置を見せていただきました。今まで私は82-3000番、井手分署の方へ直接救急要請してました。ところが、指令室で聞きますと、119へ必ずしてくれ、119へすると出動も早いということを聞いていま

した。

それを受けて、私は119へ救急要請しました。確かに早くサイレンの音も聞き、近くに、私どもの家の方に来たんですけども、救急車のサイレンがとまって、救急車が来たんやなということで前へ出ていったら、救急車は来てません。救急隊員も来てません。このときの待つ時間というのは、1分1秒が5分も10分もかかるように思えてなりませんでした。ずっと待ち続けておりましたところ、どうにか救急隊が来て、時間的には大分たった気がして、今度、さあ出ようと思ったら、私どもの家の方、想像してほしいんですけども、家から東の方へ出まして、お寺の方へ救急車が出ていきました。そしたら、お寺の方へ出ていったら今度、24号へ回ろうとして、左へ回ろうとして一生懸命、何回も繰り返すんですけども、繰り返しても繰り返しても出られないということで、急遽また右の方へ回して、駅前を通過して307に出た、そして田辺中央へ行ったという現状があります。

その際も、救急を呼ぶ前に岡林ドクターの方に要請し来てもらったときに、すぐに救急車を呼んでくれということで、ドクターから指令を受けて呼びました。ドクターから紹介状も書いて、これを持って救急隊に渡してすぐに行ってくれということで言われて、たまたま体が硬直してましたので、冷たくなったら困るということで早く行ってくれと言われたんですけども、救急車が着いてから、なかなかこれ、また行ってくれないんです。私がおの岡林ドクターの紹介状を渡して、すぐに行ってくれと言うてるんですけども、指令室の本部へ連絡をとって、そこから担当の医療機関へ連絡をとって、それからやなかったら出発はできないということで、またそれが、僕の気持ちにしたら20分も30分も待ったような形なんです。そういうことがありました。

たまたまそんなことがあって、これ、何でこんなことになったんだろうと思って、救急車の到着が何でこんな遅いのやろうと思って、明るる日、分署に行きました。分署にいろいろ要望を兼ねて行ったんですけども、聞きますと、指令室から受けて救急隊が出動しました。24号へ出ました。24号から南下して役場の交差点を回りなさいという指令がありました。指令があつて、役場の交差点をおりました。左折しました。すぐに右折しようと思って、谷合鉄工所のところを右折しようと思って、そこでサイレンはとめました。そこで回ろうとしたんですけども、繰り返しても繰り返しても回れなかった。これはどうしたことやということで指令室に指示を受けたら、その場を離れ

なさい。離れて、今度は東側へ回りなさい。東側へ回って、車道を上がって、西福寺の寺の方から右折して入りなさいという指令が出ました。そのとおりに来ました。今度、回ろうとしたんですけども、全然回れなかった。何回切りかえても回れない。そして指令室へもう一度連絡したということで、ほしたら、司令室からの指示は、西福寺のところでUターンしなさい。Uターンして、そしてもう一度戻りなさいということだったんです。ほんで、戻って今度Uターンして、そのまますぐ左折して自宅の私の方へ来たらよかったんですけども、指令室は、Uターンをして、もう一度役場の方へ戻りなさいという指示やったんです。

議長（岡田久雄） 簡潔にまとめていただいております。

2番（谷田利一） そういうことがあって、私は分署の方にも要望しました。なぜということは、指令室は確かにわかるんです。だから、指令室と分署との連絡ができてないということで、例えばいろんな辻があるんです、井手町の中にも、本町の中にも。そのことを分署の指令室ともっと密にしてもらって、そういう事態が何ぼでも起こってることはわかるので、私も要望しましたから、行政からもまた、できればもっと密に本来ならしていただきたいなというふうに要望していただきたいなということで、要望しておきたいと思っております。

私の質問を終わります。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽。通告に基づきまして、一般質問いたします。

質問事項につきましては、次の3点でございます。1点目につきましては、自動車急発進防止装置取り付け費補助について。次に、教育情報化推進について。次に、井手応援隊活動拠点運営事業についてであります。

質問要旨としまして、まず1点目であります。自動車急発進防止装置取り付け費補助についてであります。

どんなに道路の整備が進んでも、どんなに自動車の性能が上がっても、なかなか交通事故は根絶されません。たとえどんなに運転の自動化が進んだとしても、最終的な判断は運転手に委ねられているからです。

高齢者の交通事故の原因として大きいのは、老化による能力低下です。最近ニュースで報道される高齢者の交通事故では、よく「アクセルとブレーキを踏み間違い」というフレーズが出てきます。例えば、コンビニの駐車場などにとめるときにブレーキだと思ってアクセルを目いっぱい踏み込んで暴走してしまったり、前方車両が赤信号で停車するのに合わせようとしてアクセルを踏み込んでしまったりするというような踏み間違い事故は意外に多いものです。パニックを起こさない状況であっても、瞬間的に今自分が踏み込んでいるペダルはアクセルなのかブレーキなのかを判断できなくなってしまうことが高齢者には多いようです。そこで、この自動車急発進防止装置取り付け費補助費事業に対する住民の反応と今後の利用促進策をお尋ねいたします。

次に、2番、教育情報化推進についてであります。

教育情報化推進について、インターネットを見ておりましたら、今般、文部科学省、総務省、経済産業省では、2020年度からの小学校におけるプログラミング教育の実施に向けた機運醸成を目指し、2019年9月を「未来の学び プログラミング教育推進月間」としております。本月間を一つの契機としていただき、小学校におけるプログラミング教育の授業や研修等に取り組むなど、2020年度から全面実施される新学習指導要領に基づく小学校プログラミング教育の実施に向けた準備を行っていただくと期待しているとなっております。2020年度の全面実施に向けて、本町における教育の情報化について、本年度の予定をお尋ねいたします。

次に、3点目であります。井手応援隊活動拠点運営事業についてであります。

井手町と京都産業大学との取り組みを発展させるため、平成28年度に町内の築100年以上の空き家を改修し、井手応援隊の活動拠点「むすび家 i d e」の整備を行い、これまで、「むすび家 i d e」は町内の小学校と連携した寺子屋(大学教授による夏休み自由研究サポートや大学生による学習指導)や大学教授等における町民の皆様向けの生涯学習講座を実施されてきました。

これからも、井手町における学びと交流の場をコンセプトに、引き続き寺子屋の開催や地域の方々が交流するコミュニティースペースとしての活用等を行われると思いますが、まだまだ住民には深く浸透していないと声が聞こえてきます。我々議員の中でも協力したいという声もありますが、本年度の事業の展開をお尋ねいたします。

以上です。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の自動車急発進防止装置取り付け費補助についてであります。本事業につきましては、平成31年4月より、町内に居住している満70歳以上の方を対象に、交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図ることを目的に、みずから所有する自動車への急発進防止装置の取り付けに係る費用の補助を行っているところであります。

まず、住民の反応につきましては、広報いでや本町のホームページで周知しており、現時点で申請された方はおられません。窓口やお電話にて5件ほどお問い合わせをいただいております。その内容といたしましては、近年、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因の事故が多く、ニュースにもなっていることから、こういった制度なのか、また、どこで取り付けを行ってもらえるのかというものであります。

次に、今後の利用促進策につきましては、現在、町の広報いでやホームページ、各地域で開催される老人クラブの総会、地域ケア会議などで周知をしているところであります。今後、きめ細かく周知等に努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目の教育情報化推進についてであります。議員ご指摘のとおり、現在、文部科学省、総務省、経済産業省が連携し、2020年度から全面実施される小学校プログラミング教育実施に向けて、本年9月を「未来の学び プログラミング教育推進月間」とするなど、国を挙げて機運醸成を図ろうとされているところであります。

本町におきましては、昨年度より井手町学校教育情報化検討委員会にプロジェクトチームを立ち上げて準備を進めているところでありまして、本年度は3年生以上においてプログラミング教育を試行することとしております。具体的には、総合的な学習の時間で、コンピューター画面上のキャラクターを目的に合わせて操作する学習を2時間から3時間行うとともに、特に5年生の算数で、正多角形の作図を1時間から2時間、6年生の理科で、明るさに応じて点滅する電球の制御の仕組みについての学習を2時間から4時間実施するなど、コンピューターに意図した処理を行わせる学習を進めることとしております。これら以外にも、国の方で立ち上げられたプログラミング教育に関するホームページ、未来の学びコンソーシアムに掲載されている事例を参考に、各学年で実践を積み上げることとしています。

また、プログラミング教育に関する教職員の理解の深化と指導力の向上のため、これまで京都府教育委員会等が開催する研修会に代表教員が参加して校内で伝達したり、外部講師を招いた研修を各校年1回程度実施してきましたが、本年度も同様に計画を進めており、その際、文部科学省が本年5月に作成された小学校プログラミング教育に関する研修教材を活用する予定としております。

今後、来年度からの具体的なカリキュラムづくりに向けて、本年度の試行の結果も踏まえつつ、京都府教育委員会から示される予定となっているモデルも参考に、井手町学校教育情報化検討委員会のプロジェクトチームで検討していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） 3点目の井手応援隊活動拠点運営事業についてであります。井手応援隊活動拠点につきましては、町内の小学校と連携した寺子屋事業等のこれまでの取り組みに加え、昨年度末より、施設の一部を改修し、町内在住のシェフのご協力を得た町屋カフェとして「むすび家カフェ」を新たに開設するなど、従来よりも幅広い町民の方々にご活用いただくための取り組みを進めているところです。また、今般の補正予算において、井手町商工会青年部との連携による「むすび家カフェ」を拠点とした各種イベントに要する経費を計上しているところであり、本予算をお認めいただければ、京都産業大学井手応援隊と井手町商工会青年部との連携による地元中学生向け

の職場体験イベントや地元小学生向けの交流イベント等の取り組みを推進してまいりたいと考えております。さらに、今月末より地元老人会と連携した井手応援隊活動拠点におけるラジオ体操の実施も予定しているところであり、本年度においては、こうして多様な町民の方々のご参画を得ながら、井手応援隊活動拠点の周知及び活動に努めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 再質問ではありませんが、要望事項としまして、1点目の急発進防止装置の取り付け事業について、応募がないというのには驚きました。問い合わせは何件かあると聞いておりますけど、今テレビ、ニュースとか見ておりましたら、東京都でもこの装置を取りつけたら90%東京都が補助するとか、そういうような話も聞いておりますので、できるだけ補助率をアップするようなPRを皆さんにさせていただいて、一人でも多くの方が、せつかく事業、これ、取り組んでいくねんから、多くの申し込みがあるように期待しておりますので、その辺、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（岡田久雄） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1番（脇本尚憲） 1番、脇本尚憲です。事前通告に基づき3点、私の方から質問させていただきます。

1点目は、水害、土砂災害からの避難のあり方について。2番、白坂テクノパークの現在の状況と今後について。3番、図書館の本の管理についてであります。

（1）水害、土砂災害からの避難のあり方について。

ことしも水害、土砂災害が発生しやすい時期になってきました。平成30年7月豪雨では、西日本を中心に全国の至るところで集中豪雨が発生し、死者200人を超える平成最悪の水害として私たちの記憶に残るものとなりました。新しい時代を迎え、二度と同じような災害が発生しないようにと祈るばかりでございます。

しかし、最近の気候動向を見ますと、かなりの高い確率で同程度の災害が

発生する可能性があると思われます。平成31年3月には、内閣府の防災担当より「避難勧告等に関するガイドラインの改定～警戒レベルの運用等について～」が発表されました。本町としても、改定内容を踏まえ、適切な運営がなされると思っておりますが、そこで質問します。

1、避難勧告等に関するガイドラインの主な変更点の内容について。

2、変更点を踏まえて、本町として災害発生前に取り組まれる内容について。

3、変更点を踏まえて、本町として災害発生時に具体的に取り組まれる内容について。

(2) 白坂テクノパークの現在の状況と今後について。

多賀地区と城陽市市辺地区にまたがる工業団地の白坂テクノパークの造成工事は順調に進んでおり、多賀東部地区や国道307号から白坂を見る景色は大きく変化し、本町にとってもとても大きなプロジェクトだと住民の方は感じておられます。今後は、この環境を生かして町の活性化、人口増加、税収確保など、本町としてもさまざまな課題に取り組んでいく必要があると思っておりますが、そこで質問します。

1、白坂テクノパークの完成時期について。

2、本町として、現在の誘致企業数や事業形態について。

3、本町における雇用創生効果や税収見込み額について。

4、白坂テクノパークと多賀地区へのアクセスする道路について、現在の進捗状況や完成時期について。

(3) 図書館の本の管理について。

先日、京都府南部地域の10自治体の図書館の蔵書と見られる本が大量に投棄される事件が発生しました。犯人の行った行為は許されるものではありません。また、こういった意図や経緯で今回のような大量投棄を行ったのかの真意はわかりませんが、800冊を超える本の投棄が事実なら、今回の事件を受けて、図書館の蔵書の管理方法が問われていると思っております。

そこで質問します。

1、本町では、今回の事件で図書館の蔵書に被害はあったのか。

2、今までに図書館の蔵書の中で紛失本や不明本などの事例はあるか。また、発生していれば、年間で何冊ほどになるのか。

3、現在行っている盗難対策や今回の事件を受けて新たに取り組む対策に

ついて、回答をお願いします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の水害、土砂災害からの避難のあり方についてであります。一つ目の避難勧告等に関する今回のガイドラインの主な変更点につきましては、国において、平成で最大の人的被害をもたらした平成30年7月豪雨を教訓として、激甚化、頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化が検討されてきたところであります。その中で、避難勧告や避難指示等の危険度の高さの認知が低く、さまざまな防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できていない状況から、避難勧告等に関するガイドラインの改定があったものであります。なお、現在、本町の地域防災計画の改定のための防災会議を開催するべく準備を進めているところであります。

今回の改正については、住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応の明確化が図られております。具体的には、まず、住民がとるべき行動として、警戒レベル1は、気象情報など最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。警戒レベル2は、避難に備え、みずからの避難行動を確認するとされており、いずれも気象庁が発表する情報であります。

次に、警戒レベル3は、高齢者等の要配慮者は避難をする。その他の人は避難の準備をし、自発的に避難するとされており、これまでの避難準備・高齢者等避難開始に当たるものであります。警戒レベル4は、避難所への避難を基本とする避難行動をとる。また、避難がかえって危険である場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をするとされており、これまでの避難勧告及び避難指示に当たるものであります。警戒レベル5は、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をするとされており、これら三つの警戒レベルはそれぞれ市町村が定める地域防災計画等の基準に従い発令するものでありまして、これらが今回の主な変更点であります。

2点目の変更点を踏まえた災害発生前の取り組み内容につきましては、本年の出水期から先ほどの警戒レベルを用いるとのことから、この時期に合わ

せて、当該内容について、本町のホームページにて周知を図るとともに、6月10日の広報配付時にあわせて各戸にてビラを配付してきたところであり、また、役場庁舎や図書館、人権交流センターの窓口にもビラを置いて周知に努めております。

3点目の災害発生時に具体的に取る内容につきましては、当該ガイドラインの改正点を踏まえ、例えば、避難情報として警戒レベル4、避難指示を発令しましたという伝達文にて情報提供することになります。

いずれにいたしましても、今後も地域住民の皆さんが適切な避難行動がとれるよう、国や京都府、気象庁などの関係機関と連携しながら防災・減災に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目の白坂テクノパークの現在の状況と今後についてであります。一つ目の白坂テクノパークの完成時期につきましては、全4工区に分けて造成工事が行われており、第1工区から第3工区については平成30年4月に完成済みであります。現在第4工区が造成工事中で、完成は今年度末ごろまでかかる見込みと聞いております。

四つ目の白坂テクノパークから多賀地区へのアクセス道路につきましては、昨年度、計画地の現地測量を行い、現在道路の詳細設計を行っているところであり、今後、地元等へ計画説明を行い、用地の協力が得られ次第工事に着手することとしており、具体的な着手時期は未定であります。早期の完成を目指し取り組んでいくこととしております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 二つ目の現在の誘致企業数や事業形態につきましては、開発先のF S Jホールディングス株式会社に確認しますと、本町域の7区画のうち、5月末現在、既に営業を開始している企業数は5社、進出予定企業が1社であり、事業形態といたしましては土木建設機械のリース業が2社、その他、ペット用品等の物流センター、運送業、塗装業及び酒類の物流センターとなっております。

三つ目の本町における雇用創生効果や税収見込み額につきましては、まず、雇用関係につきましては、管内の雇用情勢は、本町が区域に含まれるハロー

ワーク京都田辺に確認しましたところ、4月分の管内全体の有効求人倍率は1.15倍で、井手町は2.99倍となっており、管内でも一番高い求人倍率でありまして、白坂テクノパーク内の企業の募集による影響も大きく寄与していると考えられます。雇用実績といたしましては、本町域の営業開始されている各企業5社に確認しましたところ、正社員、パートなどを合わせた総従業員数約330人のうち、操業開始からの新規雇用者数は約190人であり、うち地元雇用は約40人とのことでありました。将来的にもまだ増員計画もあり、今後も雇用創出が図られると期待しております。また、町内の各事業者等の求人情報につきましては、商工会を通してなど照会を行い、希望の事業者等については町ホームページにて求人情報を掲載し、地元雇用の拡大を推進しているところであります。

税収見込み額につきましては、開発前と比べますと、開発や進出企業に伴う現在までの税収増加といたしましては約8,900万円の増収効果が出ております。さらに、今後も数社の進出が見込まれますので、白坂地区に企業が進出することに伴いまして、一定の税収の増加効果が見込めるものと考えております。また、進出企業による地元雇用の促進が図られることにより、従業員の所得向上に伴う個人住民税の税収増加も見込めるものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 平間社会教育課長。

社会教育課長(平間克則) 3点目の図書館の本の管理についてであります。一つ目の今回の事件で被害があったかにつきましては、現在のところ井手町図書館の蔵書は1冊も含まれておりません。

2点目の紛失本や不明本の事例があるか、また、年間で何冊あるかにつきましては、まず、蔵書管理としまして、毎月1回、棚の乱れの整理や返却されていない本があるかどうかを確認するとともに、年に1回、棚や書庫の全ての資料とデータの照合を行う蔵書点検を実施しており、その結果、不明本は平成28年度で18冊、平成29年度で16冊、平成30年度で12冊でありました。そのほとんどが貸出手続をせずに持ち出されたものと考えております。なお、不明本につきましては、5年が経過して発見されない場合、6年目の蔵書点検時にやむを得ず除籍としております。ちなみに、5月末現在、井手町図書館の総資料数は図書資料8万1,632冊、雑誌2,789

冊、視聴覚資料7, 662点の合計9万2,083点であります。

3点目の盗難対策や新たに取り組む対策につきましては、これまでから死角となっている本棚の間に防犯カメラを4台設置し、その画像をカウンターでも確認するとともに、また、棚に本を並べたり棚を整理するときにあわせて日々、館内巡回にも努めてまいりました。今後とも防犯カメラによるチェックや職員による巡回をこれまで以上に徹底するとともに、利用者に向けては貸出手続を確実に行っていただくよう注意書きを掲示するなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望となりますが、1点目に質問させていただきました水害、土砂災害からの避難のあり方について回答いただきまして、災害前のそういった取り組みというところで、ワーキンググループの資料などにも、みずからの命はみずからで守るという住民さんの意識というのもこのワーキンググループの回答でもあったということは、私もやはり重要なキーワードだと思います。ですので、ホームページ等、チラシ等で配付して、こういうわかりやすい避難行動をとるというのも一つの手段であります。やはり定期的に行ってます防災訓練でありますとか消防団の訓練、各自治体の訓練などにも町の方も出向いていただきまして、丁寧な説明をして、こういった災害が起こったときに速やかに対応できるというふうなことを取り組んでいただければ、災害に強いまちづくりというのが実現できるかと思っておりますので、そういったことも一つ要望として入れておきます。

質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告してます2点について、お伺いいたします。

1番目として、農業政策についてお伺いします。

農業は、私たちの生活に欠くことのできない食料を供給し、国土、環境の保全を通じて、経済的外部効果（小売業、飲食業等、市場規模の大きな他産

業と密接なつながり)、公益的機能(水源涵養、大気浄化、防災を備え、水田に限らず農地に作物を栽培すれば、雨水などの流れを緩めて土砂の流出や浸食を抑え、土砂災害を防ぐこと)や文化的機能、社会的意義、自然循環機能など、多種多様な機能を果たしています。さらに、農地には多様な生物が生息し、地域固有の農村景観や歴史と伝統に根差した地域の文化が継承され、緑と潤いに満ちた生活、余暇空間を提供しています。農地の維持や活用は重要な政策ですが、国内の農業就業人口が減り続け、高齢化が進んでいます。

そこで、本町の現状と政策についてお聞きします。

- 1、今後の農業に対する考え。
- 2、農業就業人口の推移。
- 3、有害鳥獣対策。
- 4、放置農地・竹林対策。
- 5、農地集約の具体策。
- 6、農業者に対する支援策。

2番目として、2020年五輪聖火リレーについてお伺いします。

2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会から、来年3月26日から47都道府県を回る五輪聖火リレーのルート概要が発表されました。前回の1964年には本町を住民代表の聖火リレーランナーが走り、大きな盛り上がりがあり、今回も前回と同様の聖火リレー通過を期待していましたが、本町はなぜ選出されなかったのか、その理由についてお聞きします。

議長(岡田久雄) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 松田教育長。

教育長(松田 定) 2点目の2020年五輪聖火リレーについてお答えいたします。

昨年9月に、東京2020オリンピック聖火リレー京都府実行委員会から第1次の実施希望調査があり、聖火リレーの全体的なマニュアルと地元負担額約1,000万円が示されました。町長からは、みんなで取り組もうということであれば、経費のことは気にせず検討したらどうかというご指示をいただき、第1次調査時点で実施を希望する旨の回答をしたところでありました。

続いて、ことし1月に第2次調査があり、実施の詳細についてお尋ねしましたところ、1964年の聖火リレーのものとかかなり印象の違ったものであ

りまして、まず、1市町村当たりの走行距離は2キロメートルですが、それを1区間200メートルで10区間とし、聖火ランナーは1区間当たり1名、合計10名ということでありました。そのうち地元住民が走行できるのは1名のみということで、前回、住民の参加は1区間のランナー、伴走者を含めて23名と聞いておりましたので、せめて今回も伴走者としての参加はできないのかとお尋ねしましたところ、伴走者としても走行できないということでありました。また、聖火は町から町へ直接つないでいくものではなく、一つの町で2キロメートルの走行が終われば、車両で移動し次の町へ行くということでもあります。なお、想定される必要経費について、地域の立地状況等により変動することも考えられますが、最大で約1,011万円であり、基本的に全額市町村の負担になるということでありました。

そこで、教育委員会として慎重に検討を進めるとともに、第2次実施希望調査の提出期限が迫るころ、定例教育委員会とスポーツ推進委員会がありましたので、この協議終了後、懇談的にご意見を伺ったところ、前回の聖火リレーのときとイメージが随分違う。住民が1人しか走れないのに1,000万円もかかるのか。また、そのような状況なら、あえてエントリーしなくてもいいのではないかといったご意見をほとんどの方からいただきました。

本町といたしましては、実施要件等、総合的に勘案しながら、いただいたご意見も踏まえて、今回は実施を希望しないという方向性をもって町長に報告したところでございます。

以上が聖火リレーに係る経緯であります。そこで町長より、この機会に、本町最大のスポーツの祭典である町民体育大会の充実を図るために、支援策として基金を1,000万円積んで、毎年計画的に活用してはどうかというお話がありました。これを受け、教育委員会といたしましては、今年度中に基金を積み立て、主催団体である体育協会にも十分ご意見をお聞きしながら、来年度からの大会がより一層充実したものになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農業政策についてであります。一つ目の今後の農業に対する考えにつきましては、現在の農業を取り巻く状況は、全国的にも農業従事者の

高齢化や後継者不足、遊休農地の増加が進むなど、さまざまな課題が発生してきております。本町においても全国的な状況と同様の傾向にあり、ことし2月に実施した石垣地区の集落座談会においても、農業従事者の高齢化、後継者がいないことなどが課題として挙げられました。このような状況の中でも、農地は国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能を有しており、農地は農地として最適な利用が今後も図られることが求められているところであります。

本年度は、地域の農業者の意向や今後の農地の耕作状況の見通しなどを把握するため、農業委員会によりアンケートを実施する予定としており、その結果について、農業委員会をはじめ関係機関と共有、連携し、農地の最適化利用が図られるよう取り組みを検討してまいりたいと考えております。農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題につきましては、平成29年度より、JAを主とし京都府、井手町とが諸課題の改善に向け井手町地域農業活性化協議会を設置し、毎月協議を重ねており、本町にある農業生産法人株式会社ジェイエイやましろファームの活用や担い手の掘り起こし、集落営農の検討など進めているところであります。

近い将来には国道24号バイパスの城陽井手木津川線の整備も予定されており、また新庁舎の建設など、今後の本町の状況は大きく変わろうとしている中で、農地利用の最適化の推進に向け農業委員会、JAや京都府、関係団体のご意見をいただき、今後も既存の農業振興事業を推進しながら、諸課題の改善に向け努めてまいりたいと考えております。

二つ目の農業就業人口の推移につきましては、農林水産省が5年ごとに実施している農林業センサスを見ますと、本町の総農家数は平成22年267戸、平成27年236戸と31戸の減、販売農家数は平成22年118戸、平成27年96戸と22戸の減となり、農業就業者数では平成22年479人、平成27年349人と130人の減となり、年を追うごとに減少している状況となっています。

しかしながら、販売農家数のうち主業農家数については、平成22年11戸、平成27年12戸と1戸増加しており、新規就農者の増によるものであり、平成29年にも1戸新規就農され、少数ですが、担い手の増となっている状況であります。

三つ目の有害鳥獣対策につきましては、本町の山林に近い農地では、イノ

シシ、鹿、猿などによる農業被害が発生している状況であります。これらに対して、従前から実施している有害鳥獣捕獲許可による捕獲、追い払い、国事業による防護柵設置による防除を継続実施しております。本年度の防護柵設置助成については、農業者に向けて実施要望調査を行っており、取りまとめが完了次第、設置箇所の有効性について、京都府、JAの助言を受けながら設置箇所を決定し、柵の助成を実施してまいりたいと考えております。また、猿については、発生箇所が広範囲であり、今後、猿の出現が頻発する時期でもあることから、発生箇所の情報提供を受けた場合、その時間帯や場所を整理し、職員が定期的にパトロールを行い、猿が近づいてはいけない場所と認識するよう追い払い活動を継続的に実施する予定であります。

四つ目の放置農地・竹林対策につきましては、農地や竹林の適切な管理は、周辺の土地に影響が及ばないよう土地所有者が適切に管理する必要があります。しかしながら、適切な管理がなされない農地、竹林も見受けられることから、そのような農地、竹林に対しては、町、農業委員会から所有者宛てに現況の写真を添付した適正管理に係る通知を送付し、指導を行っているところであります。通知以外にも、所有者と話し合いを行い、地域の農業者の方々が保全管理を担うことで放置農地が解消した例もあることから、放置農地・竹林については、引き続き必要な取り組みを実施するものとしております。

五つ目の農地集約の具体策につきましては、農地集約の例としては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法によるもの、集落営農によるもの、新規就農による農地集積などが挙げられますが、本町では、株式会社ジェイエイやましろファームによる農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による農地集約・集積が主なものとなっており、平成30年度末時点、約2ヘクタールを集約している状況であります。

六つ目の農業者に対する支援につきましては、昨年度からJAを通じて要望のありました良質米の生産拡大を図るため、一等米を出荷した農業者及び農業団体に対して助成を行う良質米出荷奨励事業を開始し、本年度では、本町の茶業振興のための多賀第2製茶組合製茶工場の省力化を図るボイラー設備の交換等の助成により、円滑な生産活動を支援することのほか、多賀地区、上井手地区で取り組まれている農地・水・環境保全向上対策事業や新規就農者の就農直後の経営支援を行う給付金の支給などを継続実施するとともに、有害鳥獣対策に係る各種助成事業や定期的なパトロール、さらには農業施設

の点検など、地域農業の振興に資する取り組みも実施しており、今後ともJA京都やましる井手町支店や各土地改良区、京都府等関係機関と連携し、効果的な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 1点目の農業政策についてです。良質米補助事業、去年からやってもらってますけども、去年の実績は、ひよっとしたら目標額まだ行ってない、不作やったということやと思いますけども、今年度、この予算をオーバーしたときにはどのように補助、額を増やしていただけるとか、考えがあるのかお聞きします。

それと、2点目のオリンピック聖火リレーについてであります。要望としておきますけども、聖火リレーは効果がないものということで今回は申請されなかった。ほかの形で住民に盛り上がるような施策をお願いしたいと思います。学校の方については補正予算で上がってるようですけども、お願いしたいと思います。それと、体協の方に基金を積まれるということは大変いいことやと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまの良質米出荷奨励事業の関係につきましては、農協に、JAさんに確認しまして各年度の実績等、状況を見ましたところ、現在の既存予算で足りるであろうということではございますが、状況によりまして補正予算等検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。13時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時10分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

まず、質問に入る前に、このたび新潟県村上市、山形県鶴岡市を中心に震度6強という大きな地震が発生したことで被災をされました皆様には心からお見舞いを申し上げ、迅速な復旧をお祈りいたします。

さて、質問通告によりまして、4点お伺いいたします。

1点目は町内の交通安全対策についてです。

去る5月8日、滋賀県大津市の交差点で車2台がぶつかって、散歩中の保育園児2人が死亡、多数の園児と保育士が負傷するという事故が起きました。このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、この機に町内でも交通危険箇所の点検を行うべきではないでしょうか。

大津市では、スクールゾーンを保育園、幼稚園の近隣などを含むキッズゾーンに拡大する方向で検討が進められていますが、本町ではスクールゾーンも設けられておりません。本町でもスクールゾーン、キッズゾーンの設置が必要ではありませんか。

カーブミラーを定期的に清掃し、順次、凍結しにくい防曇鏡へ取りかえてはどうでしょうか。

JR玉水駅前の東西の交通広場新設では、どのような交通安全対策を講じられるお考えですか。ランプですとかカラー舗装等で車の減速を促す工夫は行えませんか。具体的に危険であるという指摘が住民の皆さんから寄せられている場所がございます。玉水駅北側の北垣内踏切の見通しが大変悪い、府道上狛城陽線多賀南部公民館の前のカーブですが、歩道が非常に狭小で、ゴムボールの設置だけでは不安なことがございます。そういうことの解消へ、京都府や公安委員会、JRなど関係機関とも連携して、さらに交通安全対策に取り組んでいくべきではないか伺います。

高齢ドライバーの深刻な事故についても多数報道されております。本町でことしから実施された急発進防止装置への補助だけでなく、運転免許を返納した場合の特典や、返納後も移動に不自由しないようコミュニティーバスを導入するなど、免許を返納したいという方のためにも何らかの支援が必要ではないか伺います。

2点目はプラごみの収集についてです。

ごみ減量は環境対策として欠かせません。まず総量としてごみを減量する

ということが重要ですが、分別収集を進めて再資源化することも有効です。本町では、再資源化できるはずのプラスチック容器包装ごみが、破碎して大半が埋め立てに回るいわゆるその他ごみと収集日も収集場所も同一となっている地域がございます。収集日に山積みになったプラごみとその他ごみの中から作業員がプラごみだけを選別して回収していくことは実態として困難であり、大変な労力を要します。ごみ減量、環境のためにと住民が仕分けし、リサイクルできるプラごみを分別しているにもかかわらず、多くがその他ごみと紛れて処理されているのではないかと危惧をしております。きちんと分別どおり回収するためには、プラごみの収集日をほかのごみの収集日と曜日を変える、あるいは専用のかごを置く等で確実に分別収集するべきではないか、改善を求めます。

最近、プラスチックごみによる海洋汚染の深刻さがクローズアップされております。プラごみ削減のため、町内の商店やコンビニ等へのレジ袋不使用方法、エコバッグ使用促進のための住民への啓発、常時資源ごみを受け付けることができるエコステーションの開設などに取り組む考えはないか伺います。

3点目に、玉水駅のエレベーターなどについてです。

住民待望の玉水駅のバリアフリー化が実現しましたが、昨年12月のエレベーター供用開始以来、エレベーターの開閉に時間がかかり過ぎるという苦情を多数聞いております。多額の費用を投じた事業であるにもかかわらず住民から不満が出るのは、大変残念なことです。エレベーターの改善を検討できないか伺います。

あわせて、公衆電話はいつ設置される予定なのか。

郵便ポストは郵便局が近いから廃止というような説明が以前ありましたが、駅が新築されてこれまでより利便性が低下するのはおかしいと考えています。駅にポストを設置するべきではないか伺います。

4点目に、自衛隊への個人情報の提供についてです。

本町は、自衛隊に対し2014年度から毎年、18歳になる住民の個人4情報を住民基本台帳から抽出し紙媒体で提供してきたということですが、2018年度は提供する対象年齢を拡大したと聞いております。適齢者を拡大するよう具体的な要請が防衛省や京都府からあったのか、提供を拡大した理由と根拠、方法、提供した情報の内容を伺います。

福岡市では、市の個人情報保護条例に抵触する、市条例では法の定めがあれば個人情報を提供できるが、自衛隊法施行令は具体性に欠け、定めとは言えないとしておりました、宇治市でも、住民基本台帳法には閲覧の規定がなく、市の個人情報保護条例に基づいても提供はできないというふうにされています。このような判断、対応をしている自治体があるように、総務省が紙媒体等での提供でも住民基本台帳法上も問題はないとしているという本町の主張だけでは、法的根拠を確定できるものとは言えません。政府の一機関である総務省が同じ政府の別の一機関である防衛省が行っていることを問題ないと言ったところで、これは身内の判断でございまして、法的根拠ということにはなりません。

本人の同意なしに自衛隊へ名簿を提供することは、憲法13条で保障された個人の尊厳、人格権、プライバシー権の侵害でありまして、今すぐ中止すべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町内の交通危険箇所の点検についてであります。今回の滋賀県大津市の事故を受け、保育園にて散歩コースの再点検を直ちに行った結果、危険箇所はなかったとのことであります。

次に、スクールゾーン、キッズゾーンの設置については、これまで開催しております井手町交通対策協議会の中では、登下校時間帯での車両の通行禁止や一方通行などの必要性について伺っておりませんので、現在のところ考えておりません。

次に、カーブミラーにつきましては、これまでから区の要望により現地に立ち合い確認の上、設置や修繕、交換等をしてきているところであります。なお、防曇鏡の設置につきましては、以前にもお答えしておりますが、地形的に山間部に住宅地がある宇治田原町では設置していると伺っておりますが、本町は山間部に位置していないことから、周辺市と同様に設置は考えておりません。

次に、免許の返納者への対応につきましては、先ほど谷田利一議員にお答えしたとおりであります。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 1点目の町内の交通安全対策のうち、J R玉水駅前の東西の交通広場の交通安全対策についてであります。京都府で施工していただいている西交通広場につきましては、府道上狛城陽線に通行車両の減速を促すような路面標示等の対策を検討していただいているところであります。町が施工しております東交通広場につきましては、主に歩行者や自転車を対象とした広場で、広場には自転車置き場とともに、外周には歩車道境界ブロックや鋼製の車どめを設置することにより、広場への一般車両の出入りを制限する計画としております。

次に、具体的に危険であるという指摘がある箇所についてであります。北垣内踏切の見通しが悪いことにつきましては、平成30年12月議会で谷田利一議員の質問にお答えしたとおり、現在施工中の玉水駅西交通広場の整備によって遮断器と府道の間に乗用車が1台停車できるスペースを設け、左右の見通しをよくするとともに、現在見通しを阻害しているJ Rの信号ボックスについても、第二期複線化工事にあわせてJ Rで移設されることとなります。また、多賀南部公民館前のカーブにつきましては、既に協本議員よりご指摘をいただいております。本年4月に府民協働型インフラ保全事業として京都府に速度抑制対策を提案しております。その他、地元等からいただいた交通安全対策に係るご要望やご意見については、京都府や関係機関とも調整、連携し、交通安全対策に取り組んでいるところであります。

3点目の玉水駅エレベーター等につきましては、エレベーターの開閉時間につきましては、公共施設のエレベーターであり、車椅子の方なども利用されますので、安全対策上、一般的なエレベーターのような速さにはなりません。が、利用者からも既にご意見を聞いていたため、保守管理業者と協議し、開閉時間の短縮を図るよう調整を進めているところであります。

公衆電話につきましては、多賀地区から泉ヶ丘中学校へ通学する生徒の防犯上の安全対策からも必要ということで、既にN T Tと協議を行っており、今年度中には設置される予定であります。

また、郵便ポストにつきましても、昨年12月の供用開始後の駅の利用実態等について本年4月に山城田辺郵便局に伝え、協議したところ、今年度の設置は難しいが、来年度以降の設置を検討するとの回答を得ているところで

あります。

(挙手する者あり)

議長 (岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長 (菱本嘉昭) 2点目のプラごみ収集についてであります、プラマーク容器包装の収集日とその他ごみの収集日が同一日、同一場所となっている地域でも、現在、職員の直営収集により適正に分別収集ができていく状況であり、また、分別収集の内容につきましても、搬入先の城南衛生管理組合での展開調査において、これまでから本町からの資源ごみ混在の報告は受けておらず、住民の皆様の協力により適正な分別収集が行われていると考えております。

このような本町における分別収集状況を踏まえますと、現在のところ、収集日の変更や専用かごの設置、エコステーションの開設等は必要ないと考えております。

また、町内商店やコンビニ等へのレジ袋不使用の要請やエコバッグ利用促進につきましては、ごみの減量化、再資源化等につながる啓発の中で、近隣市町村の状況も参考にしながら、広報やホームページ等を利用しながら対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長 (岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長 (中坊玲子) 4点目の自衛隊への個人情報提供についてであります、自衛隊への名簿提供の根拠等については、平成30年12月議会、平成31年3月議会で答弁申し上げたとおりでございますが、自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されております。自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるとされております。この自衛隊法施行令第120条で規定された事務は、法定受託事務として都道府県または市町村が処理すると規定されております。

また、紙媒体等での情報提供に関しては、防衛省から総務省に対して確認されており、自衛官募集に係る適齢者情報の提供は、住民基本台帳の閲覧請求によらずに紙媒体等での情報提供を受けても、住民基本台帳法との関係に

においても問題はないとの見解が示されているところであります。

提供方法等につきましても従来どおりでございます。防衛事務次官通達による適齢者情報で、こちらは氏名、住所、性別、生年月日であります。提供する翌年度に18歳から32歳を迎える男女の情報を紙媒体で提供しております。今回提供する年齢の引き上げについては、自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が33歳未満に引き上げられたことにより、地方協力本部の依頼文の中にその範囲の年齢の提供を求める旨がございましたので、提供をしてきたところでございます。従前は防衛大臣から都道府県へ協力依頼がなされ、それを受けて京都府から市町村に協力依頼文が届き、募集に係る適齢者情報の提供を行うという流れでありましたが、昨年度からは防衛大臣から直接、市町村に協力依頼がされております。

今後法令等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 最初の交通安全の問題ですけれども、いろいろ危ないことが起こってからでは遅いと。町内でグリーンベルトというカラー舗装をされて歩道を区別するようになったのも、亀岡で子どもが犠牲になったというようなことがあってから一気に京都府の方が進められたということがありました。今度も事故が起こってからでは遅いので、積極的に整備をしていってもらいたいと思うんです。

カーブミラーの件で言うと、井手町は山間地ではなくても、冬場は鏡は凍結してるじゃないですか。別に山間地だけ凍結するんじゃないくて、井手町ぐらの地域でも凍結して見えないカーブミラーがあるから、住民の人が、あれ、曇らんようにならへんのかな、いい鏡があるらしいけどというようなお話があったので取り上げているんです。それで防げる見通しの悪いところでの出会い頭事故等があるのであれば、そういう進んだ技術を少しでも取り入れていくというお考えはないのかなと、もう1回お聞きしたいと思います。

それと、駅前件の件ですけれども、これから府が減速の路面標示をやるということですが、ハンブという、がたがたという段差をつけたりして減速を促すものですが、それがあれば減速すると思うんです。後ろからあおられて、ゆっくり行こうと思っても行けないというようなこともありま

す。非常に危険だなと今でも思っております。できるだけそういう舗装だけでなくハンプもつくってほしいということを府の方にも要望してほしい。

同じ駅前でも、山城多賀駅でしたら、駅を整備したときに、北側からと南側からと直接駅前に進入できないようにしてしまったわけです。それについては、利便性が劣るということで地元からは非常に苦情もありましたけれども、多賀駅であそこまでやらないあかんのやったら、玉水駅はもっと抜本的に車が駅前の送迎の車等と接触しないような措置をやらないと、本当に危険だなと思います。いわゆる交通島というんですか、真ん中にあった住民憲章が置いてあってサツキの花が植えてあったようなところは、最初の説明のときに、あれはもとのようにつくるんだということだったんですが、それもつくってしまってからまた手戻りになるので、本当に安全なそういうつくり方というのはいろいろ技術があると思うんです。それをぜひ取り入れていただくように京都府の方には強く要望していただきたいと思います。

多賀の南部の公民館の前ですけれども、要望はしてますということなんですけど、ゴムポールしかないんです。そのゴムポールとブロック塀の間、一番狭いところをはかりますと57.5センチしかないんです。体の大きい子ども、6年生やと、ほんまに通るのやっこさ、荷物を持ってたら通れないので、ゴムポールの外の車道側を歩くんです。それは幾ら見守り隊の人が注意したはっても、通れないので、両手に荷物を持ってたりしたら。これは非常に急ぐ問題やと思いますので、そういう要望していただいてるんやったら、早急に何とか安全策を講じてほしい。抜本的にあそこは歩道を広げるしかないと思うので、歩道を広げる対策をとってもらうように、事故が起こってからでは遅いと思いますので、その点、どうですか。もう一度強く歩道の拡幅を要望してほしいと思いますが、いかがですか。

それと、ごみの問題ですけれども、プラごみとその他ごみが一緒に置かれているわけです。すごくたくさんごみが出される場所が何カ所もあるわけです。山積みになっている。ずっと見てますけども、先に出される方は、7時ごろになったらごみを出されます、7時までに出したはる。9時ごろになってから出しに来られる方もある、9時までに出せという、そういう町の要請ですから。ほしたら、後からその他ごみが積まれていくわけです。多賀の南部の2カ所の踏切の手前とその北側のところだけでも、一旦職員がプラマーク包装をとっていった後の方が半分以上残ってるんです。その他ごみの方が

多いという判断なんです。せやけども、先に出したはったら上から積まれているので、それをわざわざどけて、そうやってやってきてるのかもしれませんが、混在してないと言わはるのやから。ほんなやったら、それはそれで作業員はえらい負担です、そこでいっぱい仕分けしなあかんわけで。それやったら、せめて場所を、北側にその他ごみで南側にプラごみにしましょうという指導、啓発をするとか、少ないほうをかごにすればいいわけです。今、プラマークの方がその場所だったら少ないです。たくさん残ってますもん、1回収した後。それやったら、プラマークだけのかごを置くとか場所を分けるとか、住民の方にとったら、何でもかんでもそこへ一緒に放り込んでおいたら職員が分けてとってくれるわというのは楽かもしれませんが、住民も協力しなあかんので、あれでは、本当に混在してないと言い切らはるけど、ほんまにそうなんかなと非常に疑問に思います。完全に適正にやれてるとしたら、それは職員が非常に努力してくれてるということです。その辺はもう少し苦勞なく収集できるように工夫しないといけないです。曜日を変えられない事情があるんですか。その箇所によっていろんな曜日に収集してますよね。プラごみとその他ごみが一緒なのは多賀と上井手ですけど、曜日を変えられない事情が何かあって、それはやむないなと思うんやったら理解するんですけど、なぜ曜日を別の日にはできないのか、もう少し教えてください。

それと、玉水駅のエレベーターの件は、補修作業の中で調整をしていただけるということなので期待したいと思いますが、根本的に、1階からホームに入れるような形に今後改善してほしい。せっかくエレベーターができたんだけど、多賀でも1階から入れるようになりましたから、それについて、今後はどういうふうにご考慮されるのかお願いしたいと思います。

自衛隊の問題ですけど、今お答えがなかったのが、18歳から32歳までに対象を広げて、今年度は何月何日に何人分の情報を提供したのか、それをお聞きしたいと思います。3月の議会でも答弁したと言わはるでしょう。だから、質問したんです。そのときには多分、提供が終わってたんじゃないかと、2018年度の分としては。そのときに、私は質問の中で、ことしは何歳までですかと聞かなかったです。せやけど、同じ問題について質問してるんです。だったら、ことしは情報を拡大の要請があって、32歳までに拡大したんですということを書いてもらおうべきやったんじゃないかなと。聞かれないことは言う必要がないということかもしれませんが、関連してること

ですよね。住民に理解を得たいと考えてはるんやったら、やっぱりその辺は丁寧の説明するべきやと思うんですが、18歳から32歳、ことし提供した人、何人なのか。井手町の住民の、これ、何%ぐらいになるのか。比率、かなり高いわけです。1学年だったものが14学年ぐらいになるんですか。少なくとも14倍に引き上げられたわけです。ものすごい比率です。町内の方の生年月日や住所や、4情報を自衛隊のリクルートだからといって、そんな大量の情報を出しているのか、これはどんどん拡大されたら收拾がつかなくなると思います。本当に必要なのかということも考えてほしいと思いますが、何人分、何月何日に提供したのかお尋ねいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

カーブミラーにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 駅前の、まずハンプの話があったと思います。府の方からお聞きしてるのは、住宅街で段差舗装であるハンプをやりますと、まず一つは騒音の原因になる。もう一つはバイクとか、そういう転倒の危険性があるということで、通常余り適用しないというふうにお聞きしています。交通島もそうですけども、いずれにしても現在事業中で、そういうお話があるということは既に伝えておきまして、適切に対応をしていただくよう既にお話をしてるところでございます。

それと、南部公民館前のところですけども、今回、府民協働型インフラ整備で提案をしております。その手続上、土木事務所の方で技術審査等をされて適切な対策というのを検討され、現地を調査してされるというふう聞いておるところでございます。

続きまして、エレベーターの件でございます。1階から直接というお話でしたけれども、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 収集日の変更の関係ですけれども、プラマーク容器包装の収集に関しては、収集前に収集車の清掃等が必要になりまして、直営収集の業務上、収集車の各曜日への配置の関係であったり収集運搬の時間等を考えますと、他の曜日による収集については可能でないと考えておりますので、現在のところ変更は考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 自衛隊への名簿提供の日にちでございますが、平成31年1月31日に1,000件提供しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ごみ問題は住民が本当にその気になっていただかないと解決しない問題ですので、住民が分別の有効性をわかっていただくという仕組みが必要だと思ってるんです。近年、大きなスーパー等では、自分たちのところで売り場で売ったものだから回収するというような形で回収箱を置いておられて、トレーだとか牛乳パックだとか、いろんなものを回収したはるんです。本来は、やっぱり事業者の責任が大きいので、つくった人や売った人がきちんとごみを回収してもらうというのが基本だと思うんです。だから、プラマークだって、そのプラマークを製造してる業者にも費用負担を求める法律になってるわけです。

何でもごみ、役場が全部やらんなんのかと、それも税金ですから、本当にそれは思うんですけど、じゃ、住民に協力してもらえることはやろうと。一番いいのはやっぱりエコステーションです。合藪の方でもそういう場所を設けて、住民の方にみずから持ってきてもらう。最近資源ごみを、新聞紙ですとか段ボールですとか古着ですとか、出入り自由な場所で集めておられる業者もおられます。そういうところで回収できないものについては、いつでも皆さんの協力を得られる時間に持ってきてもらうというような、そういうエコステーションの取り組みというのは非常に有効だと思うので、ぜひ検討

していただきたいと思います。プラマークを違う日にできない事情というのは車の掃除やということではわかりましたので、もう少し何とかほかの工夫をしてもらいたいと思います。

自衛隊の情報の提供については、一気に、60人台、80人台やったものが1,000件でしょう。井手町の住民、今7,400ですか、そのうちの7分の1ほどの情報を自衛隊に、はい、どうぞと出してる、それは驚きです。そんな必要があるんですか。自衛隊も本当にリクルートしたい人の年齢を限ってくださいと、そんなたくさん、それは余りにも過大な情報をばらまき過ぎやと思います。ぜひこれはやめていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（岡田久雄） 今の、要望でよろしいですか。

9番（谷田みさお） はい。

議長（岡田久雄） これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、平成31年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、5ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例

の一部を改正する条例条例新旧対照表であります。

例規ページ数 1774 ページ、第 33 条の 7、寄附金税額控除の規定でありまして、第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改めるものでありまして、地方税法の改正に伴い、ふるさと納税制度につきまして、その寄附金の募集を適正に実施しているとして総務大臣から指定を受けた地方団体に対する寄附金、いわゆる特例控除対象寄附金のみが寄附金税額控除の特例控除の適用が受けられることに改正されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1822 ページ、附則第 7 条の 3 の 2 の規定でありまして、第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、次のページをお開きください。第 2 項を削除し、第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を第 2 項とするものでありまして、法改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除制度におきまして、控除期間が延長されたほか、その適用を受けるための申告要件が削除されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1823 ページ、附則第 7 条の 4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定でありまして、「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改めるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1824 ページ、附則第 9 条、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定でありまして、見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改めるものでありまして、法改正に伴うふるさと納税に係る寄附金税額控除の改正に伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数 1824 ページ、附則第 9 条の 2 の規定につきましては、先ほどの附則第 9 条と同様に、法改正に伴うふるさと納税に係る寄附金税額控除の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1825 ページ、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定でありまして、第 5 項から 10 ページの第 26 項までの改正につきましては、法改正に伴い、引用条文の項をそれぞれ 1 項ずつ繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1826 ページ、附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、法改正に伴い、今回新たに第 6 項として、法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定されました高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る減額措置が創設されたことに伴い、その適用を受ける際の申告要件の規定を追加し、次に、旧の第 6 項から 12 ページの旧の第 12 項までの規定の改正につきましては、今回新たに第 6 項を追加したことに伴う項の繰り下げと、法改正に伴う引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1833 ページ、附則第 16 条、軽自動車税の税率の特例の規定でありまして、法改正に伴い、本年 10 月 1 日からこれまでの軽自動車税が種別割の名称に変更されることに伴い、第 1 項の 3 輪以上の軽自動車における経年車重課の規定を 31 年度限りの規定に改め、13 ページの第 2 項から第 4 項までの平成 29 年度分に係るグリーン化特例による経過の規定を削除し、次のページをお開きください。第 5 項から 15 ページの第 7 項までの平成 30 年度及び平成 31 年度分に係るグリーン化特例による経過の規定を、法改正に伴い引用条文及び文言を改める改正を行うとともに、本条第 2 項から第 4 項の削除に伴い、第 5 項から第 7 項におきまして、それぞれ引用しておりました第 2 項から第 4 項までの表を各項それぞれに追加し、第 5 項を第 2 項に、第 6 項を第 3 項に、第 7 項を第 4 項に改める条文の整備であります。なお、追加するそれぞれの表の金額に変更はございません。

次に、例規ページ数 1835 ページ、附則第 16 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でありまして、第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改めるものでありまして、前条附則第 16 条の改正に伴う条文の整備であります。

それでは、3 ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第33条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は同年6月1日から施行する。

次に、第2条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次のページをお開きください。

次に、第3条、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

次に、第4条、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　何か所かふるさと納税についての規定がありましたけれども、ふるさと納税が今回このような改正を行われるという理由として、国の方から指導された返礼品を守らないというような自治体が出て、その結果、特定控除対象寄附金というものに限るということで変更になったものと思われ。しかし、そういう行き過ぎた自治体が出たということは実際あるとは思いますが、そもそも、ふるさと納税というのは自治体間で税金を取り合うことになるので、どこかに集まればどこかが減るわけです。本町でも、何回か前にも聞いたかと思うんですが、差し引き減収になっているんじゃないかと。どの程度のふるさと納税によって井手町の場合は減収になっているのかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の影響額という、直近、今年度、令和元年度で申しますと、納税者の寄附金額で申しますと約1,415万円ほど寄附されてまして、そのうち、税額控除といたしましては約724万円ほど税額控除対象としております。この寄附金につきましては平成30年度中に対しての寄附金ということになりますけれども、本町にその間、寄附があったものといえますと、約

102万ほど寄附がございました。ですので、井手町の方のふるさと納税しただけの額よりも、町の税額控除した分、約六百数十万円ほどはマイナスといいますか、その分が税控除の方が多いという状況になっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 行き過ぎた返礼品をされた自治体に対しては不適切やったというふうに私も思いますけれども、そもそもがそうやってみんなが競い合うようにつくられた制度ですから、本町のようにマイナスになる自治体も多数あるわけです。そもそもこの制度は、今回こうやってそういう違反した自治体を締め出すというようなことをやって済む話ではないというふうに思います。有効に機能していないふるさと納税制度そのものを見直しすべきやという観点で私は今回やることについても余り賛成はできませんが、その他のところを見ると、住民にとって減税になる部分もありますので、全体としては賛成なんですけれども、住宅ローンの方、2年間住宅ローン減税を延長されることになった経過をご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、住宅ローン控除の改正につきましては、これまで消費税率の引き上げに伴う反動減対策ということで国がとられた措置というふうにお伺いしてまして、現行では令和3年12月31日までの取得のものが住宅借入金特別控除の対象となっておりますけれども、本年の10月1日から令和2年の12月31日までに取得されたというか居住された住宅、住宅ローンで建てられたということになりますけれども、その分につきましては、10年から13年ということで3年間延長という措置になったものであります。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 賛成の立場で討論します。

全体としては住民にとって利益になることが含まれておりますので賛成しますけれども、そもそも消費税を増税しなければ、こういう景気対策で住宅の建設が冷え込まないようにという誘導をする必要もないわけで、そういうこととは関係なしに、住宅を建てられる方の軽減を図っていくということはもちろんやるべきことやと思います。ただ、それが消費税を増税することと引きかえのような形になっているのは全くおかしいことやと考えますが、賛成いたします。

議長(岡田久雄) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、平成31年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1973の3ページ、附則第2項、法附則第15条第18項の条例で定める割合の規定から附則第5項、法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条文の項を繰り下げる条文の整備であります。

次に、附則第16項につきましては、「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項から第44項まで若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改めるものであります。法改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定であります。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次に、第2項、第3項につきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。14時15分から再開します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

議長(岡田久雄) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

次のページをごらんください。専決処分書であります。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1976、第2条、課税額の規定であります。第2条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改めるものであります。

次に、例規ページ数1983、第23条、国民健康保険税の減額の規定であります。第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万

円」に改めるものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2項、適用区分の規定であります。この条例による改正後の井手町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　今の説明ですと、2ページで言いますと、課税額の限度額、基礎課税の限度額が58万から61万円に上がった、3万円引き上げですよね。その減額の方もあるわけでしょう。今の説明やったら、これ、どういう減額が行われてるのか全然わかりません。23条の1項は略してあるけれど、ここにも減額の規定があるわけですよね。これはどういう場合で、2項が今回、世帯の人員1人につき27万5,000円を加算した分というのが28万円加算した分になるわけですけども、そうすると、これは軽減が広がるのか狭まるのか、減税なのか増税なのか、そういうこともちゃんと説明していただかないと議員はわからへんので、教えていただきたいと思えます。

次のページ、3号やったら、これまでは何割の軽減やった分が、これ、どのぐらいの影響が出るのか。とりあえず最高額、基礎分3万円引き上げること何世帯の方、幾らの影響額になるのか。

それと、今の23条の関係で、2項の方、これは5割軽減の世帯ですよね。これは何世帯の方に幾らぐらいの軽減になるのか。3項の方は2割軽減の世帯やと思えますが、これは何世帯の方に幾らぐらいの引き下げになるのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまの谷田みさお議員の質問にお答えいたします。

まず、減額の規定でございますが、第23条の1号になりまして、こちらにつきましてもは7割軽減の方で、軽減基準所得の合計額が33万円以下の世帯でございます。2号につきましてもは5割軽減になりまして、軽減基準所得の合計額が28万円掛ける被保険者数プラス33万円以下の世帯、3号につきましてもは、軽減基準所得の合計額が51万円掛ける被保険者数プラス33万円以下の世帯でございます。限度額超えの世帯、61万円に改正しているわけなんですけれども、こちらにつきましてもは、当初賦課時点で申し上げますと、12世帯ありまして、影響額につきましてもは36万円でございます。

続きまして、軽減世帯数でございますが、今回の改正によりまして、5割軽減の世帯が5世帯で10人の増、2割軽減が1世帯で5人の増ということでございます。5割と2割軽減につきましてもは、軽減の幅が広がるということでございます。影響額につきましてもは、5割・2割軽減、それぞれ全体で32万7,000円の影響が出るということでございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

今、引き上げの額と軽減になる額を聞いて、わずかに引き上げの方が多いから反対だということではなくて、そもそも国保が高過ぎるわけでありまして。全国の知事会が、国が1兆円公費投入してくれたら均等割の分を下げられる、協会けんぽ並みにできるから、ぜひそれをお願いしたいというて、前の山田啓二知事も先頭に立ってそれは要求してくれてはったわけです。

それは非常に私も賛成したいと思うんですが、払い切れないぐらいの額です。これ、最高限度額の方は、そら、所得あるじゃないかと言われますけど、

今度、基礎分61万になるでしょう。支援金分、最高額やと19万円です。それだけで80万でしょう。介護分も、もし最高額を払うとしたら、それだけで96万円になるんです。1世帯の負担としたら、とんでもない額です。それが本当に所得が多い人だけに限られるんやったらあれですけど、子どもの数がふえたら均等割、ふえていくわけです。そうすると、ほんま、子どもを産んだらペナルティーですかみたいな、子育て応援には逆行する制度に今、国保はなってるわけです。安倍首相だって、構造的にこれは問題があるという事は国会でも認めてる。

これ、知事会もですけど、町村会の代表も町長したはるから、ぜひこういう問題でも構造的に改革をということをお願いしたいと思っておりますけれども、最高額を払う世帯といえども、これだけの負担は非常に大変やということに反対いたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法等の改正によりまして、介護保険法施行令が3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことにより、被保険者の介護保険料の所得段階第1段階のみの軽減が第1段階から第3段階まで拡充されたことに伴い、専決処分により所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3091ページ、第3条、保険料率の規定であります。第3項中「平成30年度」を「平成31年度から平成32年度までの各年度」に、第1段階の保険料「29,025円」を「24,188円」に改めるものであります。

同条第3項の次に第4項といたしまして、第3項を読みかえ、第2段階の保険料4万8,375円を4万313円とする条文の追加であります。

同条第4項の次に第5項といたしまして、第3項を読みかえ、第3段階の保険料4万9,665円を4万8,053円とする条文の追加であります。

それでは、1ページにお戻りください。附則であります。

第1条、施行期日の規定であります。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2条、経過措置の規定であります。改正後の井手町介護保険条例第3条第3項から第5項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　今まで第1段階だけの軽減だったものを第1段階から第3段階まで広げるということになった経過をお尋ねします。

それと基準額、井手町の場合は1段階に介護保険料が分かれておりますので、第5段階が基準額で年額6万4,500円ということになっておりますが、その額の何%、第1段階は何%、第2段階は何%だったものが何%になった、第3段階は何%だったものが何%になったという説明をお願いしたいと思います。

そういう調整率について、国は、この軽減のための費用を出すけれども、調整率をそれぞれ市町村でこういうふうな調整率に下さいというところまでは言っていないと思うんです。井手町はどうしてその調整率になったのか。

もう1点、この新条例の例文を見ますと、31年度から32年度まではこの額に軽減しますということやから、そうすると、ことしと来年、同じ額で、これで行くということですか。また来年、変わる可能性があるんですか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の軽減による経過なんです、こちらにつきましては、介護保険法の改正によりまして、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設けまして、平成27年4月から一部を実施しているところでありますが、令和元年10月の消費税率が10%へ引き上げに合わせまして、さらに軽減強化を行うこととなったところがございます。それに伴いまして、介護保険法施行令が一部改正されまして、第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合に減ずる割合が定められました。つきましては、改正の趣旨を踏まえて本条例を改正するものでございます。

また、基準額につきましては、第1段階から第3段階の率の変更であります。まず第1段階につきましては、従来0.45を介護保険法に基づきまして軽減しているところでありますが、そちらの方が0.375となっております。第2段階につきましては0.75を0.625、第3段階につきましては0.77を0.745となっているところでございます。

次に、どうしてこの調整率になったかと申し上げますと、こちら、先ほどご説明させていただいたとおり、介護保険法施行令の方で減ずる割合が定められております。そちらに基づきまして、この調整率で施行しているところでございます。

次に、31年から32年度までとなっていることではありますが、こちらにつきましても、介護保険法の施行令の条例（例）に基づいて改正するものがございます。国が方針で示しております完全実施、消費税の増税が10月からとなっておりますので、今後、令和2年度につきましても4月から3月まで10%となりますので、完全実施の際には、さらに倍の減額になる方針が出ているところでございます。したがって、今回につきましても、介護保険法施行令に基づいて改正しているものでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

今回の軽減の拡大ということで、特に低所得の層の方の介護保険料を下げることですので、その点については住民の利益になることで、賛成するのですが、その財源がやっぱり消費税の増税やと。そういうことになると、社会保障をもっと充実してくれと要求するんやったら消費税の増税を我慢せよと、そういう引きかえを住民に迫るものになっている。それは非常に苦しい選択を住民に迫ることになるわけで、財源を別のところから求めてこういう軽減については行うべきだ、特に大企業や富裕層からの所得税の適正な徴収ということで財源を求めるべきじゃないかという意見を述べて賛成します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第 9、報告第 6 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第 6 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、平成 30 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）でございます。

1 枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

平成 30 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）。

平成 30 年度井手町の一般会計補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4,962 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 65 万 2,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加及び変更は、第 2 表地方債補正による。

それでは、4 ページをごらんください。第 2 表地方債補正でございます。

起債の目的、1 目民生施設整備事業債、今回 870 万円を減額いたしまして、限度額を 6,290 万円とするものであります。2 目土木施設整備事業債、今回 2,810 万円を追加いたしまして、限度額を 3 億 590 万円とするものであります。6 目学校教育施設等整備事業債、今回 250 万円を減額いたしまして、限度額を 2,260 万円とするものであります。7 目衛生施設整備事業債、今回新たに計上するものでありまして、限度額を 390 万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、9 ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、今回89万1,000円を追加し、計789万1,000円、地方揮発油譲与税の89万1,000円であります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、今回44万1,000円を追加し、計1,944万1,000円、自動車重量譲与税の44万1,000円であります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、今回53万6,000円を追加し、計153万6,000円、利子割交付金の53万6,000円であります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、今回12万9,000円を追加し、計512万9,000円、配当割交付金の12万9,000円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、今回109万9,000円を減額し、計309万1,000円、株式等譲渡所得割交付金の109万9,000円の減であります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、今回110万円を追加し、計1億5,710万円、地方消費税交付金の110万円であります。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、今回231万7,000円を追加し、計1,231万7,000円、自動車取得税交付金の231万7,000円であります。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、今回73万7,000円を追加し、計273万7,000円、地方特例交付金の73万7,000円であります。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、今回1億6,257万8,000円を追加し、計16億2,257万8,000円、地方交付税の1億6,257万8,000円であります。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、今回7万5,000円を追加し、計77万5,000円、交通安全対策特別交付金の7万5,000円であります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費補助金、今回112万5,000円を減額し、計1,346万4,000円、小学校費補助金の73万

9, 000円の減、中学校費補助金の38万6, 000円の減であります。

14款府支出金、2項府補助金、1目総務費補助金、今回2, 978万8, 000円を追加し、計5, 886万8, 000円、総務管理費補助金の2, 978万8, 000円であります。

次のページをごらんください。

2目民生費補助金、今回416万3, 000円を追加し、計6, 121万3, 000円、福祉医療費補助金の198万8, 000円、児童福祉費補助金の217万5, 000円であります。3目衛生費補助金、今回444万4, 000円を追加し、計682万8, 000円、保健衛生費補助金の1万6, 000円、清掃費補助金の442万8, 000円あります。

5目商工費補助金、今回765万円を追加し、計776万3, 000円、商工費補助金の490万円、観光費補助金の275万円あります。6目土木費補助金、今回3, 411万9, 000円を減額し、計1億2, 585万6, 000円、河川費補助金の47万6, 000円、都市計画費補助金の4, 427万7, 000円の減、道路橋梁費補助金の568万2, 000円、住宅費補助金の400万円あります。7目教育費補助金、今回1, 333万9, 000円を追加し、計1, 507万3, 000円、小学校費補助金の962万8, 000円、中学校費補助金の356万7, 000円、社会教育費補助金の14万4, 000円あります。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回10万円を追加し、計110万7, 000円、一般寄附金の10万円あります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回1億4, 280万2, 000円を減額し、計0円、財政調整基金繰入金の1億4, 280万2, 000円の減であります。2目減債基金繰入金、今回5, 000万円を減額し、計0円、減債基金繰入金の5, 000万円の減であります。3目都市開発基金繰入金、今回4億8, 417万5, 000円を減額し、計0円、都市開発基金繰入金の4億8, 417万5, 000円の減であります。4目消防防災施設等整備基金繰入金、今回103万円を減額し、計0円、消防防災施設等整備基金繰入金の103万円の減であります。5目教育施設整備基金繰入金、今回1, 088万7, 000円を減額し、計0円、教育施設整備基金繰入金の1, 088万7, 000円の減であります。

次のページをごらんください。

6目中学生夢・未来支援国際交流基金繰入金、今回11万円を減額し、計89万円、中学生夢・未来支援国際交流基金繰入金の110万円の減であります。7目社会福祉基金繰入金、今回1,006万円を減額し、計0円、社会福祉基金繰入金の1,006万円の減であります。8目ふるさと応援基金繰入金、今回5万5,000円を減額し、計28万円、ふるさと応援基金繰入金の5万5,000円の減であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回3億3,675万円を追加し、計3億7,228万4,000円、前年度繰越金の3億3,675万円であります。

20款町債、1項町債、1目民生施設整備事業債、今回870万円を減額し、計6,290万円、社会福祉施設整備事業債の870万円の減であります。2目土木施設整備事業債、今回2,810万円を追加し、計3億590万円、道路橋梁整備事業債の350万円、都市計画整備事業債の2,100万円、河川整備事業債の360万円であります。6目学校教育施設等整備事業債、今回250万円を減額し、計2,260万円、学校教育施設等整備事業債の250万円の減であります。7目衛生施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに390万円を計上し、計390万円、清掃施設整備事業債の390万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の117万2,000円、一般財源の117万2,000円の減であります。2目文書広報費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の56万7,000円、一般財源の56万7,000円の減であります。3目財政管理費、今回7,816万7,000円を追加し、計5億9,102万4,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の227万9,000円の減、一般財源の8,044万6,000円あります。負担金補助及び交付金の445万7,000円の減、積立金の1億円、繰出金の1,727万6,000円の減であります。9目まちづくり推進費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の67万1,000円、その他の1,000円の減、一般財源の67万円の減であります。10目電子計算費、今回2,000万円を減額し、計6,580万2,000円、財

源内訳といたしまして、国・府支出金の1,580万1,000円、一般財源の3,580万1,000円の減であります。備品購入費の2,000万円の減であります。11目交通対策費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の398万6,000円、その他の1億22万7,000円の減、一般財源の9,624万1,000円であります。12目ふるさと応援基金費、今回10万円を追加し、計110万6,000円、財源内訳といたしまして、その他の10万円であります。積立金の10万円あります。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、財源組かえでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の530万円、一般財源の530万円の減であります。

4項選挙費、5目多賀土地改良区総代選挙費、今回198万1,000円を減額し、計3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の198万1,000円の減であります。報酬の24万7,000円の減、職員手当の18万2,000円の減、賃金の52万5,000円の減、旅費の1万円の減、需用費の89万7,000円の減、役務費の7万円の減、次のページをごらんください。使用料及び賃借料の5万円の減であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回1,440万円を減額し、計3億8,164万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の306万円、地方債の870万円の減、その他の645万4,000円の減、一般財源の230万6,000円の減であります。委託料の100万円の減、工事請負費の1,340万円の減であります。2目老人福祉費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の656万2,000円、一般財源の656万2,000円の減であります。4目福祉医療費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の198万8,000円、一般財源の198万8,000円の減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の50万7,000円、一般財源の50万7,000円の減であります。2目保育園運営費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の166万8,000円、その他の366万円の減、一般財源の199万2,000円あります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、今回 4 0 0 万円を減額し、計 3, 6 5 4 万 9, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 万 6, 0 0 0 円、一般財源の 4 0 1 万 6, 0 0 0 円の減であります。委託料の 1 0 0 万円の減、負担金補助及び交付金の 3 0 0 万円の減であります。3 目母子保健費、今回 1 7 0 万円を減額し、計 7 0 5 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 7 0 万円の減であります。委託料の 1 0 0 万円の減、負担金補助及び交付金の 7 0 万円の減であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、今回 2, 1 8 0 万円を減額し、計 1 億 5, 5 8 4 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 7 1 7 万 9, 0 0 0 円の減、地方債の 3 9 0 万円、一般財源の 1, 8 5 2 万 1, 0 0 0 円の減であります。委託料の 1, 4 4 0 万円の減、負担金補助及び交付金の 7 4 0 万円の減であります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 9 0 万円、一般財源の 4 9 0 万円の減であります。2 目観光費、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 7 5 万円、一般財源の 2 7 5 万円の減であります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、今回 1 0 0 万円減額し、計 2, 2 9 4 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 0 万円の減であります。委託料の 1 0 0 万円の減であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 5 万円、その他の 1 2 0 万円の減、一般財源の 1 0 5 万円であります。2 目道路新設改良費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 5 5 3 万 2, 0 0 0 円、地方債の 3 5 0 万円、その他の 3, 2 6 8 万 3, 0 0 0 円の減、一般財源の 2, 3 6 5 万 1, 0 0 0 円であります。3 目橋梁維持費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の 1 9 2 万 4, 0 0 0 円の減、一般財源の 1 9 2 万 4, 0 0 0 円であります。

3 項河川費、1 目河川維持費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 7 0 万円、その他の 1 5 0 万円の減、一般財源の 8 0 万円であります。2 目河川改良費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 2 万 4, 0 0 0 円の減、地方債の 3 6 0 万円、その他の 4 2 2 万 5, 0 0 0 円の減、一般財源の 8 4 万 9, 0 0

0円であります。

次のページをごらんください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回1億4,300万円を減額し、計9億3,926万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の4,081万7,000円の減、地方債の2,100万円、その他の3億3,991万6,000円の減、一般財源の2億1,673万3,000円であります。需用費の400万円の減、委託料の1億3,900万円の減であります。2目公園費、今回200万円を減額し、計704万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の72万3,000円、その他の250万円の減、一般財源の22万3,000円の減であります。工事請負費の200万円の減であります。

5項住宅費、1目住宅管理費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の637万2,000円、一般財源の637万2,000円の減であります。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の103万円の減、一般財源の103万円あります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、今回10万5,000円を減額し、計6,062万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の11万円の減、一般財源の5,000円あります。報償費の6万5,000円の減、需用費の1万2,000円の減、役務費の2,000円の減、使用料及び賃借料の2万6,000円の減であります。

2項小学校費、1目学校管理費、今回426万9,000円を減額し、計7,527万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の296万4,000円、地方債の160万円の減、その他の219万2,000円の減、一般財源の344万1,000円の減であります。委託料の8万2,000円の減、工事請負費の418万7,000円の減であります。2目教育振興費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の592万5,000円、一般財源の592万5,000円の減であります。

3項中学校費、1目学校管理費、今回913万6,000円を減額し、計4,543万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の18

万4,000円の減、地方債の90万円の減、その他の794万1,000円の減、一般財源の11万1,000円の減であります。委託料の21万1,000円の減、工事請負費の892万5,000円の減であります。2目教育振興費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の336万5,000円、一般財源の336万5,000円の減であります。

5項保健体育費、2目学校給食センター費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の14万4,000円、その他の75万4,000円の減、一般財源の61万円であります。

12款公債費、1項公債費、1目元金、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の5,000万円の減、一般財源の5,000万円あります。2目利子、今回450万円を減額し、計2,094万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の450万円の減であります。償還金利子及び割引料の450万円の減であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　14ページですが、バリアフリー整備の予算が工事請負費でかなり減額になってるわけですけど、これは一つの工事でこれだけ減額が出たのか、どの部分でこれほどの減額になってるのかお尋ねします。

15ページ、一般廃棄物収集運搬委託ですが、1,440万減額ということとは、結局、単年度で幾らでこの委託を行ったのかお尋ねいたします。

16ページ、玉水駅の周辺整備で1億3,600万の減額となっております。これは玉水駅の新築工事の費用ですか。結局幾らで駅の建てかえはできたのか。エレベーターの費用も含めて幾らでできたのか、エレベーターだけで幾らだったのかお尋ねします。

17ページ、多賀小学校の外壁改修、これも420万以上の減額になっていますが、ブロック塀を壊してフェンスをつくって、全部で幾らかかったのかお尋ねします。

同じく17ページ、泉ヶ丘中学校の外壁改修も大きく減額ですけれども、最初とフェンスのやり方を変えたという話もありましたから、それで減額なんだと思うんですが、中学校の方もブロック塀を壊して新たなフェンスをつくってということ、全部で幾らかかったのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長(西島豊広) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

まず、14ページのバリアフリー整備についての減額につきましては、いづみ人権交流センターエレベーター整備工事における工事費などの減額によるものであります。主な理由としましては、当初設計におきまして、いづみ人権交流センター正面玄関の既存のひさしを撤去し、新たな屋根を構築するものでありましたけれども、最終の実設計の段階で、既存のひさしの再利用が可能となったということから、設計の見直し、また工法変更を行い、附帯工事の減で入札を行ったことによるものであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの一般廃棄物収集運搬業務の契約額についてでございますが、井手地区の二つの契約に分けておりまして、合計税込込みで3,357万5,040円で契約をしております。予算額が4,800万円でしたので、その差額の不用額であります1,440万を補正させていただきますところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 玉水駅の周辺整備の関係でございます。今回、委託料といたしまして1億3,600万円減額をしております。30年度の協定といたしまして、最終的には約8億3,300万ほどを協定額としております。そのうち今回減額をしておりますのは、鉄道駅舎を精算に当たって減額になりまして、その関係で1億3,600万やっております。それと、エレベーターの関係でご質問があったのですが、エレベーターにつきましては、自由通路の契約の中に一括で入ってまして、ここの細かい部分については、

現在手元の方ではございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

多賀小学校外壁改修の費用であります。453万円、泉ヶ丘中学校の外壁改修の費用につきましては1,067万円でございます。ブロック塀の撤収、フェンスの設置、多賀小学校につきましては、ブロックの一部除去も含まれております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 人権センターは、エレベーターをつくるためには外壁等もそうやって、ひさしをどうするかとか、そういうことも含めての改修だったから込みなのかもしれないんですけども、エレベーター1基でどのくらいかかるものなのか、かかったのか、わかれば、決算じゃありませんから大体の額でいいんですけども、教えていただきたい。

それと、玉水駅の周辺整備で、今年度ということだったので、去年からずっとかかっているわけなので、結局、駅を建てかえるのに幾ら要るのかという議論になったときに、16億6,000万という数字が議会で出てたんです。結局幾ら要ったんかなと。エレベーター、細かいことはわからへんということですけど、これ、その16億6,000万から1億何ぼ少なくなったという、そんな単純なものじゃないんですか。あの駅は一体幾らかかったのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) ただいまのご質問にお答えいたします。

JRとの協定の関係で、27年度からやっております。今年度が最終年度になっております。これまでの各年度の支払い額及び今年度、令和元年度の当初の協定額を合計いたしますと、現時点で協定額としては12億8,800万でございます。その中には鉄道施設としてJRの負担額の方が1,700万ほど入っておりますので、自由通路及び鉄道施設の町として負担を

する額としては、現在の協定等で、現在の合計額といたしましては12億7,000万というふうになっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長(西島豊広) ただいまのエレベーターの単体の価格ということなんですけども、現在、資料の方を持っておりませんので、また決算のときにもご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

次に、日程第10、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、平成30年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。

平成30年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）。

平成30年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,225万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,452万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、30年度事業の精算見込みによる所要額を計上させていただいたところであります。

それでは、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、今回200万円を追加し、計1億5,075万円であります。現年度分の200万円であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、今回1,727万6,000円を減額し、計1億9,420万2,000円、一般会計繰入金1,727万6,000円の減であります。

5款諸収入、2項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、今回72万円を減額し、計ゼロであります。貸付金元利収入72万円の減であります。

5款諸収入、3項雑入、1目雑入、今回374万6,000円を追加し、計374万7,000円、雑入374万6,000円であります。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回882万円を減額し、計1億1,100万4,000円あります。財源内訳といたしまして、その他の72万円の減、一般財源810万円の減であります。委託料300万円の減、負担金補助及び交付金20万円の減、貸付金72万円の減、公課費490万円の減であります。2目施設維持費、今回41万9,000円を減額し、計486万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の41万9,000円の減であります。賃金41万9,000円の減であります。

2款事業費、1項事業費、1目公共下水道事業費、今回301万1,000

0円を減額し、計5, 121万6, 000円、財源内訳といたしまして、一般財源の301万1, 000円の減、賃金60万1, 000円の減、工事請負費200万円の減、原材料費41万円の減であります。

3款公債費、1項公債費、2目利子、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の1, 727万6, 000円の減、一般財源1, 727万6, 000円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 5ページの諸収入で、雑入というのが上がっていますけれども、これはどういうお金をどこからいただいているのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今回の雑入につきましては、過年度分の消費税の更正請求に伴います還付額と白坂テクノパークの城陽市の下水道流入に伴います維持管理負担金相当額、この二つによるものでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。15時20分まで。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時18分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第11、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、報告第8号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをごらんください。専決処分書でございます。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをごらんください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字川久保33番地の2付近の町道18-00号線の路上で発生した自動車の事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。京都府城陽市在住者。2、事故の概要。平成31年2月11日、井手町大字井手小字川久保33番地の2付近の町道18-00号線を相手方の乗用車が走行中、当該町道の横断側溝を通行した際、グレーチングふたがはね起き燃料タンクを破損したものである。3、和

解内容。本町が相手方の損害の10割を負担する。4、損害賠償額。金16万6,601円。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第8号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第12、報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成30年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

平成30年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設基本計画追加検討業務、金額450万円、翌年度繰越額450万円、財源内訳といたしまして、一般財源の450万円であります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、プレミアム付商品券事業、金額108万9,000円、翌年度繰越額108万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の108万5,000円であります。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、いづみ保育園外壁改修、金額1,350万円、翌年度繰越額1,350万円、財源内訳といたしまして、地方債の1,350万円であります。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業者等復興支援事業、金額100万円、翌年度繰越額100万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の76万3,000円、一般財源の23万7,000円であります。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、野上揚水施設改修補助、金額122万5,000円、翌年度繰越額122万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の122万5,000円あります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額 9, 500 万円、翌年度繰越額 9, 376 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4, 094 万 3, 000 円、地方債の 2, 580 万円、その他の 1, 027 万 5, 000 円、一般財源の 1, 674 万 4, 000 円であります。

裏面をごらんください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額 1, 300 万円、翌年度繰越額 1, 300 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 697 万 5, 000 円、地方債の 430 万円、一般財源の 172 万 5, 000 円であります。

8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、JR 玉水駅周辺整備、金額 5, 000 万円、翌年度繰越額 4, 149 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2, 034 万 9, 000 円、地方債の 1, 280 万円、一般財源の 834 万 6, 000 円であります。

9 款消防費、1 項消防費、事業名、防火水槽設置等、金額 1, 320 万円、翌年度繰越額 1, 320 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 1, 320 万円であります。

10 款教育費、2 項小学校費、事業名、小学校空調設備整備事業、金額 2, 530 万円、翌年度繰越額 2, 530 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 398 万 8, 000 円、地方債の 790 万円、一般財源の 1, 341 万 2, 000 円であります。

10 款教育費、3 項中学校費、事業名、中学校空調設備整備事業、金額 1, 540 万円、翌年度繰越額 1, 540 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 249 万円、地方債の 490 万円、一般財源の 801 万円であります。

11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、事業名、町道 35-00 号線他災害復旧事業、金額 1, 750 万円、翌年度繰越額 1, 750 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 149 万 9, 000 円、地方債の 570 万円、一般財源の 30 万 1, 000 円であります。

以上、合計金額 2 億 5, 071 万 4, 000 円、翌年度繰越額 2 億 4, 096 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 8, 809 万 2, 000 円、地方債の 8, 810 万円、その他の 1, 027 万 5, 00

0円、一般財源の5,450万円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第13、議案第23号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第23号、井手町公平委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字西高月、丸山俊也氏。

なお、任期は4年、委員は3名でございます、他の委員は山本昭雄氏、上島勝廣氏であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第23号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第23号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第23号は同意することに決定しました。

次に、日程第14、議案第24号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第24号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北溝、前田光春氏。
なお、任期は3年、委員は3名でございまして、他の委員は小川 均氏、村田吉男氏であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第24号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第24号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第24号は同意することに決定しました。

次に、日程第15、議案第25号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第25号、井手町教育委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北組、村田尚美氏。
なお、任期は4年、教育委員は4名でございまして、他の委員は古川透子氏、古川幸子氏、木田修司氏であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第25号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第25号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、今回は6月28日金曜日、午前10時から会議を開きます。本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時30分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 木 村 武 壽